別 紙

○ 国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について(平成3年5月31日付け3構改D第389号構造改善局長通知) 一部改正 新旧対照表

		改	<u>IF</u>	後							行			
								別紙						
(国営	その1)						(単位:%)	(国営:そ	その1)					(単位:%)
				地帯	区 分						地	帯 区 分		
予	算 区 分	事 業 等		農林	水産省		備考	予 算	区 分		農林	水産省		- 備 考
	共給特別会計(歳出) 会 計 (歳出)	事 来 寺	国ア	庫率イ	都府県ウ	市町村			特別会計(歳出) 計 (歳出)	事業等	国庫率	都府県ウ	市町村工	
農業生産 養業生産 養職事業 費	整 かんが、 非水費 畑地帯総合土地改費 パイロット事業費	国営かんがい排水 <一般型> (かんがい排水 (造成土地改良 施設整備) (明渠排水)(施設改修 (総合か水がい排水) (畑地本が派整備) (広域かんがい排水) (かんがい排水)(内水排除 (な域かんがい排水)(内水排除 (総合か水がい排水)(内水がい排水)(大水がい排水)(大水がい排水)(大水がいがい排水)(大水がいがい排水)(大水がいがいが、水がいががががががががががががががががががががががががががががが	((※)) {ただ! 65 {ただ! 業水利能 50 74 69 66 63 58 {ただ!	< (70>) ((2/3)) □ 田以外: 4 2/3 □ 77- Δat* ント* 1 50 70 70 2/3 2/3 2/3 2/3 2/3 2/3 2/3 2/3 2/3	特殊土壤等} 17 、先行核地 25 20 23.4 21 19	5 8 8 8 7 6	総合かんがい排水は、注4) による。 []書はかんがい排水は、注4) による。 []書はかんがい排水内水 連邦 一根	農業生産基盤保全管理・整備事業費	かんが、 排水費 無地帯総合土地改良パイロット事業費	国営かんがい排水 (一般型 > (かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水除) (施設改化がが排水) (総合か帯水がが排水) (広域かんがい排水) (大城かんがい排水) (内水排除) (総合か水源整備) (内水排除) (総合か水源整備) (内水排除) ((総合か水源整備) (広域かんがい排水) (大水排水) (地帯水のがい排水) (大水源整備) (大水排水) (大水排水) (大水排水) (大水排水) (大坂城かんがい排水) (大坂城かんがい排水) (大坂城かんがい排水)	75 70 70 70 70 70 70 70 2/3 67.5 2/3 65 2/3 65 2/3 (※) (2/3) (※) (2/3) (※) (<2/3) (※) (<5/2) (※) ((※)) ((2/3)) ((※)) ((2/3)) ((2/3)) ((※)) ((2/3)) (特殊土壤等 17 *、先行核± 25 20 23.4 21 19 17 特殊土壤等	8 6 [7] (6) (3.4) (3.4) (4) (4) (9) (1) (9) (1) (9) (1) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	〈 〉書は併せ行うため池整備
	農用 地 再 編 整 備 費 国 営 農 用 地 再 編 報 費 国 営 農 用 地 開 発 費 国 営 農 用 地 開 費 費	国営農用地再編整備 <一般型> (農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発) (総合農地開発) (国営緊急農地再編整備)	< 50 >		17. 5 17 <24. 4> <30 > <28 > <29 > (25. 2)	5 6 < 5> < 10> < 11> < 14> (5)	(昭和47年法律第64号) に基づく指定に係る事業を示す。 〈 お書は農地再編整備の中止間地域型に適用する。 ()書は国営緊急農地再編整備に適用する。		農用地再編整備費 国営農用地再編開発費 事 国営農用地開発費 国営農用地開発費	国営農用地再編整備 <一般型> (農地再編整備) (農地再編整) (総合農地開発) (総合農地開発) (国営緊急農地再編整備)	75 70 60 2/3 < ** > < 2/3> < 65 > < 55 > < 60 > < 55 > < 50 > < 50 > (**) (2/3)	17. 5 17 <24. 4> <30 > <28 > <29 > (25. 2)	6 < 5> < 10> < 11> < 14>	(昭和47年法律第64号) に基へ 〈指定に係る事業を示す。 〈 〉書は農地再編整備の中山 間地域型に適用する。 ()書は国営緊急農地再編整 備に適用する。
		<特別型> (農地開発) (総合農地開発)	74 58	70 2/3	17 17	5 6			(農地開発	<特別型> (農地開発) (総合農地開発)	74 70 58 2/3	17 17	5 6	
		草 地 開 発 <一般型>	74 65	70 2/3	17 17	5 6				草 地 開 発 <一般型>	74 70 65 2/3	17 17	5 6	
	直轄干拓事業費	国 営 干 拓 <一般型>	72 72 70 70	70 2/3 70 2/3	13 16. 4 12 15. 4	0 0 0			直轄干拓事業費	国 営 干 拓 <一般型>	72 70 72 2/3 70 70 70 2/3	13 16. 4 12 15. 4	0	
		<特別型>	75 75 72 72	70 2/3 70 2/3	15 18. 4 13 16. 4	0 0 0 0				<特別型>	75 70 75 2/3 72 70 72 2/3	15 18. 4 13 16. 4	0	
(削る)	総合農地防災事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災)	75 65 ※	70 2/3 50	30 30 35	0 3. 4 15		<u>農地等保全事業</u> 費	総合農地防災事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災)	75 70 65 2/3 ※ 50	30 30 35	0 3. 4 15	

(国営:その2) (単位:%)

				地 帯	区 分		
予算	区 分	事業等		北洲	毎 道		備考
食料安定供約	合特別会計(歳出) 会計(歳出)	事 未 守	国原	車率	道	市町村	
NX 3	エ 町 (原山)		ア	イ	ウ	五	
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水費畑地帯総合土地改良でイロット事業費	国営かんがい排水 <一般型> (かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設かんがい排水) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	90 <pre> </pre> <pre> 90 <pre> <pre> <pre> 85 85 [※] <pre> <pre> 80 77.5 75 76 [※] <pre> (※) (※) (65) {65} <pre> 65 55 </pre> </pre> <pre> <pre> <pre> (※) ((※)) ((※)) ((※)) ((※))</pre></pre></pre></pre></pre></pre></pre></pre></pre>	85 <80> 85 80 [80] <75> 75 85 85 75 [75] (85) (75) {80} (75) {80} (<75) ((85)) ((85)) ((85)) ((80)) ((75)	12 <15> 10 15 [15] <19> 19 15 13 22.5 20 17 [17] (12) (15) (17) (25) {20} 23 27 <<25>> ((12)) ((12)) ((13)) ((14)) ((15)) ((17)) ((15)) ((17)) ((2 <5> 2 2 [3] <6> 3 0 2 2.5 4 3 [4] (2) (3) {0} {0} 5 5 <<0> ((2) ((3) ((2) ((3	総合かんがい排水は、注4)による。 〈〉書は、直轄明渠排水及び内水排除に適用し、当該市町度以前の事業実施分にも適用では平成4年する。 []書は、かんがい排水、地域保全型かんがい排水、地域保全型があいず事業、は水で、地域・地域・大きに適用する。 ()書は民生ので、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
		<特別型> (かんがい排水) (内水排除) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	及び農業 55 89 <85> 84 84 <80> 79 76.5 76.5 74 69	巻水利制	27.5 12 <15> 10 15 <19> 15 13 22.5 20 17	9 2 <5> 2 2 <6> 0 2 2.5 4 3	「ファームポンド、先行核地 域及び農業水利制御システム」 とは国営かんがい排水事業実施 要綱(平成元年7月7日付け元 構改D第532号農林水産事務次 官依命通知)第2の3、4、5 及び7により行う事業を示す。
	農用地再編整備費 国営農用地再編開発事 業 質 国営農用地開発費 国営農用地開発費	国営農用地再編整備 <一般型> (農地再編整備) (農地開発)) (総合農地開発) (国営緊急農地再編 整備)	80 67.5 65 <%> <60> <60> <55> <50> (%)	75 75 75 (75) (55) (50) (50) (75)	15 13 13 <18> <28> <33> <31> <29> (18. 3)	4 5 5 < 4> <11> <11> <13> <14> (14) (14)	< >書は農地再編整備の中山 間地域型に適用する。 ()書は国営緊急農地再編整 備に適用する。
		(農地開発) 草 地 開発 (会会として、	70 75	70 70	20 22	4 3	
	直轄干拓事業費	国 営 干 拓 < 一般型 > < 特別型 >					
(削る)	総合農地防災事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災)	65	75	25	0	

(国営:その2) (単位:%)

	2002)							単位:%)
			地 帯 区 分					
予 算	区 分	事 業 等		北湘	毎 道		備	考
	合特別会計(歳出)	ず 木 寸	国庫	軍率	道	市町村		
— 般 名	会計 (歳出)		ア	1	ウ	工		
農業生産基盤 <mark>保 全管理・</mark> 整備事 業費	かんが業・費畑地帯総合土地改費ルイロット事業費	国営かんがい排水 <一般型> (かんがい排水) (造成土地改良 施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設かんがい排水) (織合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	90 <pre> </pre> <pre> 90 <pre> <pre> 85 </pre> 85 85 [※] </pre> <pre> 80 77.5 75 70 [※] (※) (※) (65) {65} 65 </pre> <pre> 65 </pre> <pre> (※) ((※)) ((※)) ((※)) ((※))</pre></pre>	85 <80> 85 80 [80] <75> 75 85 85 75 [75] (85) (75) {75} {80} 2/3 60 <<75>> ((85)) ((80)) ((75))	12 <15> 10 15 [15] <19> 19 15 13 22.5 20 17 [17] (12) (15) (17) (25) {20} 23 27 <<25>> ((12)) ((16)) ((18))	2 <5> 2 2 [3] <6> 3 0 2 2.5 4 3 [4] (2) (3) {0} {0} 5 5 <<0> ((2) ((3) ((2) ((3	総よる。 (本) 本にに変している。 (本) 本にに変している。 (本) 本にに変している。 (本) 本にに変している。 (本) 本にに変している。 (本) 本にに変している。 (本) 本にに変している。 (本) 本にに変している。 (本) 本にに変している。 (本) 本にはずは、ないない。 (本) 本にはずは、ないない。 (本) 本にはずは、ないである。 (本) 本にはずは、ないである。 (本) 本にはずは、ないである。 (本) 本にはずは、ないである。 (本) 本にはずは、のいる。 (本) 本にはずは、のいる。 (本) 本にはずは、のいる。 (本) 本にはずは、のいる。 (本) 本にはずは、のいる。 (本) 本にはずは、のいる。 (本) 本にはずは、のいる。 (本) 本にはずは、のいる。 (本) は、のいる。 (大) は、のいる。 (野山 で
		<特別型> (かんがい排水) (内水排除) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	及び農業 55 89 <85> 84 84 <80> 79 76.5 76.5 74 69	85 <80> 85 <80> 85 80 <75> 85 85 75 75 75	27.5 12 <15> 10 15 <19> 15 13 22.5 20 17	9 2 <5> 2 2 <6> 0 2 2.5 4 3	「ファームポント 城及び農業水利制名 とは国営かんがいも 要綱(平成元年7) 構改D第532号農本 官依命通知)第26 及び7により行う3	即システム」 非水事業実施 月7日付け元 木水産事務次 り3、4、5
	農用 地 再編 整 備費 国営農用地再編開発 費 国営農用地再編開発費 国営農用地開発費	国営農用地再編整備 <一般型> (農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発) (国営緊急農地再編 整備)	80 67.5 65 <%> <60> <55> <50> (%)	75 75 75 <75> <55> <50> <50> <50> <50> (75)	15 13 13 (18) (28) (33) (31) (29) (18, 3)	4 5 5 < 4> <11> <11> <13> <14> (14) (4)	〈 〉書は農地再終間地域型に適用する ()書は国営緊な 備に適用する。	5 。
	直轄干拓事業費		70 75	70 70	20 22	4 3		
農地等保全事業費	総合農地防災事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災)	65	75	25	0		

(国営:その3) (単位:%)

			地帯	下区 分			
予 算	区 分	事業等	沖	縄		備	考
	合特別会計(歳出) 会 計 (歳出)	7 / 3	国 庫 率	県	市町村		
/// _	н (<i>п</i> х н)		アイ	ウ	工		
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水費 業 費畑地帯総合土地改良パイロット事業費	国営かんがい排水 <一般型> (かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水 (内水改修)((施設・水のでは、) (施設・水のでは、) (施設・水のでは、) (施設・一帯水源整備)		((5))	0 1 [1.5] (0) (1) (0) ((0)) ((2))	境保全型かんが 流域水質保全機 用する。ただし、 等の基幹的施設	んがい排水の環 い排水事業及び 能増進事業に適 、ダム、頭首工
		(広域かんがい排水)			4		テうため池整備 17)
		<特別型> (かんがい排水)				(())書は国第 事業に適用する。	営施設応急対策
		(内水排除) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)				「ファームポー 域及び農業水利に とは国営かんがい 要綱(平成元年 構改 D 第532号 官依命通知)第 及び7により行	い排水事業実施 7月7日付け元 農林水産事務次 2の3、4、5
	農用地再編整備事 業 費	国営農用地再編整備					
	国営農用地再編開発 事 業 費 国営農用地開発 事 費	国営農用地再編開発 <一般型> (農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)					
		<特別型> (農地開発) (総合農地開発)					
		草 地 開 発 <一般型>					
	直轄干拓事業費	国 営 干 拓 <一般型>					
		<特別型>					
<u>(削る)</u>	総合農地防災事 業 費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災)					

(国営:その3) (単位:%)

			地 帯 区 分					
予算	区 分			沖	縄		備	考
	哈特別会計 (歳出)	事 業 等	国 国	車 率	県	市町村		
— 般 名	会 計 (歳出)		ア	イ	ウ	工		
農業生産基盤 <mark>保</mark> 全管理・整備事 業費	かんがい排水費 無地帯総合土地改良 パイロット事業費	国営かんがい排水 <一般型> (かんがい排水)(造成土地改良整備)(明渠排水)(内水排除)(施設改修)(総合かんがい排水)(畑地帯水源整備)	((※)) {ただ]	 	((7)) ント、先名	0 1 [1.5] (0) (1) <0> ((0)) ((2)) 宁核地域	総合かんがいずによる。 []書は、かん境域を登型からを機し、一般では、できる。 という は 国営 が まいる は 国営 が まいる という は 国営 が まいる という は いっぱい は まいる という は いっぱい は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	がい排水の環び がい排水事業及で を指進事、 を対して が除くる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
		< 特別型> (かんがい排水) (内水排除) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)					(())書は国営 事業に適用する。 「ファームポン 域及び農業水んがし 医調(平成元年7 構改D第532号農 官依命通知)第2 及び7により行う	ド、先行核地 川御システム」 連井水事学 1月7日 林水産事務次 の3、4、5
	農用地再編整備費 事業 国営農用地再編開発費 国営農用地開発費 国営農用地開発費	国営農用地再編整備 国営農用地再編開発 (一般型> (農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)						
		< 特別型 > (農地開発) (総合農地開発) 草 地 開発 < 一般型 >						
	直轄干拓事業費	国 営 干 拓 <一般型>						
		<特別型>						
農地等保全事業費	総合農地防災事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災)						

(国営:その4) (単位:%)

			地 帯 区 分					
予 算	区 分	744 W4 6764		奄	美		備	考
	给特別会計(歳出)	事 業 等	国质	車 率	県	市町村		
— 般 名	会 計 (歳出)		ア	1	ウ	工		
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費畑地帯総合土地改良パイロット事業費	国営かんがい排水 <一般型> (かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)		90 90 [90] (90) (90) (90) ((90)) ((90)) (大利制御) 65	((7)) ト*、先行相	1 1 [1.5] (1) (1) (0) ((1)) ((2))	総合かんがい排え による。 []書は流域水気 進事業は適用する。 ム、、 ()書は宮道施 業に適用する。 ()書は付せ行う に適用する。国営成 (() 書の。 () 書の。 () 書の。 () 書の。 () であれている。 なびあれいい。 が及びの表れ利利が、 はないのである。 はないのでないのでないのである。 はないのでないのでないのでないのでない。 はないのでないのでないのでないのでないのでないのでない。 はないのでないのでないのでない。 はないのでないのでないのでないのでない。 はないのでないのでないのでないのでない。 はないのでないのでないのでない。 はないのでないのでないのでない。 はないのでないのでないのでないのでない。 はないのでないのでないのでないのでない。 はないのでないのでないのでない。 はないのでないのでないのでない。 はないのでないのでないないでないでない。 はないのでない。 はないのでない。 はないのでない。 はないのでない。 はないでない。 はないでないでないないでない。 はないでない	賃保全機能 増 ダ ダ 保 ただ 施設 はは は は は は は は は は は は は は は は は は は
		<特別型> (かんがい排水) (内水排除) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)					及び受然へがいませた。 要綱(平成元年7月 構改D第532号農村 官依命通知)第20 及び7により行う事	非水事業実施 17日付け元 水産事務次 03、4、5
	農用 地 再編 整 費 圖 當 農 用 地 再編 開 整 費 置 當 農 用 地 開 費 野 雪 當 農 業 地 開 費	国営農用地再編整備 国営農用地再編開発 < 一般型 > (農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発) (総合農地開発) (機地開発) (総合農地開発) (総合農地開発)	90	85	10	2		
	直轄干拓事業費	草 地 開 発 < 一般型 > 国 営 干 拓 < 一般型 > < 特別型 >						
(削る)	総合農地防災事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災)						

(国営:その4) (単位:%)

	E Ø 4)						(単位: 5	- /
				地帯	区 分			
予 算	区 分	事業等		奄	美		備考	÷
食料安定供給 一 般 名	給特別会計 (歳出) 会 計 (歳出)		国 届	車率	県	市町村		
	1		ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤保全管理・整備事業費	かんが業・サウスの大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	国営かんがい排水 <一般型> (かんがい排水)(造成土地改良施設整備)(明渠排水 (内水がいりででは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一		90 90 [90] (90) (90) (90) ((90)) ((90)) と利制御シ	8 7 [7] (8) (7) {10} ((8.5)) ((7)) ト*、先行材 ステム} 20	1 1 [1.5] (1) (1) (0) ((1)) ((2)) 多地域及 6	総合かんがい排水は、、 による。 []書は流域水る。ただ 進事薬質 首工等の基幹的施言 本、、。 ()書は国営施設機能に 業に適用する。は177 ((())事用する。は176 ((())事用する。は176 (())事用する。は176 (())事用する。は176 (())事用する。は176 (())事用する。は176 で、一業に適用する。 「ファームポートの設定が、たス事に を表する。 「ファームポートの表す。 を表する。 での表する。 での表する。 での表する。 での表する。 での表する。 での表する。 での表する。 でのまる。 でのまる。 でのる。 でのる。 でのな。 でのる。 でのる。 でのる。 でのな。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 での。 でのる。 でのる。 でのな。 での。 でのな。 でのな。 でのな。 でのな。 でのな。 でのな。 でのな。	機し投 保 池 急 ラテ業付事4能、は 全 整 対 核ム実け務、増ダ除 事 備 策 地」施元次5
	農用 地 再編整 備費 国営農用地再編開業 費 監営農用地 開業 財 関 営 農 財 財 関 費	国営農用地再編整備 国営農用地再編開発 <一般型> (農地再編整備)(農地開発)(総合農地開発) (総合農地開発)(総合農地開発) (総合農地開発) (総合農地開発) で、特別型 (農地開発) で、特別型 (農地開発)	90	85	10	2		
農地等保全事業 費	直轄干拓事業費総合農地防費	国 営 干 拓 <一般型> 《特別型> 国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災)						

(国営:その5) (単位:%)

l.				地 帯	区分		
予算	区 分			離	島		備考
	合特別会計 (歳出)	事 業 等	国 厘		都県	市町村	
	計 (歳出)		ア	イ	ウ	工	
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水費 畑地帯総合土地改良 パイロット事業費	国営かんがい排水 (一般型 > (かんがい排水) (造成土地改良 施) (海球排除) (施設をがんがい排水) (施設かんがい排像) (総合帯水が、変化 (畑地かんがい排水) (広域かんがい排水) (小んがい (小がい (小がい (小がが、) (小ががい (小ががい) (小ががい) (小ががい) (小ががい) (小ががい) (小ががい) (小ががい がい) (小がかんがい) (小ががい がい	90 85 85 85 [※] 80 77.5 75 76 (※) (※) (※) ((※) ((※)) ((※)) ((※)) ((※)) ((※)) ((※)) (た	85 85 80 [80] 85 75 75 [75] (85) (80) (75) <80> ((85)) ((85)) ((75)) ((75)) ((75)) ((75) ((12 10 15 [15] 15 13 22.5 20 17 [17] (12) (15) (17) (25) (20) ((12)) ((16)) ((18)) 27.5 12 10 15 13 22.5 20 17 7 ボー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2 2 2 2 2 3 0 2 2.5 4 3 (2) (2) (3) (0) ((2,5)) ((4,5)) 核地域及 9 2 2 2 2 3 4 3 8 4 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	総合かんがい排水は、注4)による。 []書はかんがい排水の農業用水再編対策事業(地域用水至機能増進事業に適用する。ただし、は除く。 ()書は五宮を施設機能保全事業に適用する。 ()書は四宮を施設機能保全事業に適用する。 ()書は日でである。とのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般
(削え)	農用地再編整備費 事」當農用地再編開費 事」當農用地開業 国営農用地開業 車」當農用地開業 直轄干拓事業費	国営農用地再編整備 国営農用地再編開発					
<u>(削る)</u>	総合農地防災事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災)					

(国営:その5) (単位:%)

	その5)						(単位:%)
				地帯	区分			
予算	区 分	事業等		雕	島		備	考
食料安定供約 一 般 3	合特別会計 (歳出) 会 計 (歳出)		国属	率	都県	市町村		
	ı		ア	1	ウ	工		
農業生産基盤保養	かんが業で、非水費畑地帯総合土地改費パイロット事業費	国営かんがい排水 <一般型> (かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設を修う) (総合かんがい排水) (畑地かんがい排水) (広域かんがい排水) (広域かんがい排水) (内水がい解からがい排水) (内水がい排水) (内水がい排水) ((総合かんがい排水) ((総畑地かんがい排水) ((地域かんがい排水) (広域かんがい排水)		85 85 80 [80] 85 85 75 75 [75] (80) (75) <75> <80> ((85)) ((85)) ((75)) ((75)) 50 85 85 80 85 75 75 75		2 2 2 2 [3] 0 2 2.5 4 3 [4] (2) (2) (3) (0> (0> (0>) ((2.5)) ((4.5)) ((4.5)) *** 核地域及 9 2 2 2 2 2 3 4 4 3 4 4 4 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	総よる。 [】 再編型)業計 () () () () () () () () () (いき(域す基 設 う) 設 ド御排月林の 無水(域す基 設 た に 、シホ7下半付事、
	農用地再編整備	国営農用地再編整備		_{ンファームホ} °ン く利制御シ 50		核地域及 9		
	事 業 費							
	国営農用地再編開発事業費国営農用地開発事業費	国営農用地再編開発 <一般型> (農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)						
		<特別型> (農地開発) (総合農地開発)						
		草 地 開 発 <一般型>						
	直轄干拓事業費	国 営 干 拓 <一般型> <特別型>						
<u>農地等保全事業</u> 費	総合農地防災事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災)						

(都道府県営:その1)

(単位:%)

			地 帯 区 分				
予 算	区 分	事業等		農林力	k 産 省		備考
一 般 会	計 (歳 出)	事 来 守	国届	軍 率	都府県	市町村	
			ア	1	ウ	エ	
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	65 60 50 <*>> ** **	65 60 50 <50> 45 50 55	17. 5 20 25 <25> 27. 5 25 25	7 8 10 <11> 10 10	〈 >書はかんがい排水の農業 用水再編対策(地域用水機能増 建型)に適用する。但しダム、 頭首工等の基幹的施設は除く。
		基幹水利施設補修	50 ※	50 45	25 27. 5	10 10	
		基 幹 水 利 施 設ストックマネジメント	*	50	25	10	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年 3月30日付け18農板第1855号農 林水産事務次官依命通知)第2 の2のうち都道府県営土地改良 事金として実施するもののみに 適用する。
	経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備	*	50 55	27. 5 27. 5	10 10	
	圃 場 整 備事 業 費 補 助	担い手育成型	* *	50 <50>	27. 5 <25>	10 <10>	〈 〉書は高度利用型に適用する。
		— 般 型	65 60 55 55 50 50 45	65 60 55 55 50 50 45	17. 5 20 25 22. 5 27. 5 25 27. 5	7 8 10 8 10 10	
		資源活用型	50 45	50 45	25 27. 5	10 10	
	諸 土 地 改 良 財	土地改良総合整備	<55> (<u>%</u>) 50 45	<50> (50) 50 45	<32. 5> (27. 5) 25 27. 5	<10> (10) 10 10	〈 >書は担い手育成型(集約 農業型)に適用する。 特定地域型は注4)による。 ()書は新技術導入推進農業 農村整備、担い手支援型に適用 する。
	諸 土 地 改 良事 業 費 補 助	水田農業振興緊急整備	*	50	27. 5	10	
	· 宋 贞 im 切	生物多様性対応基盤整備促進パイロット	*	50	25	10	農村生活環境基盤整備(注15) を除く。
		農村環境保全整備推進モデル	*	50 55	25 25	10 10	
		新農業水利システム保 全対策	*	50	25	10	
		畑地かんがい推進モデ ルほ場設置	50	50	25	10	
	畑地帯総合農地整備 事 業 費 補 助			_			
		(担い手育成型)	*	50	25	10	
		(担い手支援型) (緊急整備型)	50	50 50	25 25	10	
		(一般型)	65	65	17.5	7. 5	
			50	50	25	10	
		畑 地 帯 開 発 整 備 (一 般 型) (農林地一体型)	70 65 60 55	55 50 50 50	30 32.5 30 27.5	6 7 8 8	
		(干拓型)	65 45	50 45	29 22	0	

(都道府県営:その1)

(都道府	県営:その:	1)					(単位:%)
				地 帯	区 分		
予 算	区 分	事業等		農林刀	k 産 省		備考
一 般 会	計 (歳 出)	ず 木 寸	国质	車 率	都府県	市町村	
			ア	イ	ウ	エ	
農業生産基盤 <mark>保 全管理・</mark> 整備事 業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	65 60 50 <%> % %	65 60 50 <50> 45 50 55	17. 5 20 25 <25> 27. 5 25 25	7 8 10 <11> 10 10	〈 >書はかんがい排水の農業 用水再編対策(地域用水機能増 連型) に適用する。但しダム、 頭首工等の基幹的施設は除く。
		基幹水利施設補修	50 ※	50 45	25 27. 5	10 10	
		基 幹 水 利 施 設ストックマネジメント	*	50	25	10	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年 3月30日付け18農振第(1855号農林水産事務次官依命通知)第2の2のうち都道府県営土地改良事として実施するもののみに適用する。
	経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備	* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	
	圃 場 整 備事 業 費 補 助	担い手育成型	* <*>	50 <50>	27. 5 <25>	10 <10>	〈 >書は高度利用型に適用す る。
		— 般 型	65 60 55 55 50 50 45	65 60 55 55 50 50 45	17. 5 20 25 22. 5 27. 5 25 27. 5	7 8 10 8 10 10	
		資源活用型	50 45	50 45	25 27. 5	10 10	
	諸 土 地 改 良事 業 費 補 助	土地改良総合整備	<55> (※) 50 45	<50> (50) 50 45	<32. 5> (27. 5) 25 27. 5	<10> (10) 10 10	〈 >書は担い手育成型 (集約 農業型)に適用する。 特定地域型は注4)による。 ()書は新技術導入推進農業 農村整備、担い手支援型に適用 する。
	諸 土 地 改 良事 業 費 補 助	水田農業振興緊急整備	*	50	27. 5	10	
	事業費補助	生物多様性対応基盤整 備促進パイロット	*	50	25	10	農村生活環境基盤整備(注15) を除く。
		農村環境保全整備推進モデル	* *	50 55	25 25	10 10	
		新農業水利システム保 全対策	*	50	25	10	
		畑地かんがい推進モデ ルほ場設置	50	50	25	10	
	畑地帯総合農地整備事業費補助	畑地帯総合整備					
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(担い手育成型)	*	50	25	10	
		(担い手支援型)	*	50	25	10	
		(緊急整備型)	50	50	25	10	
		(一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7. 5 10	
		畑地帯開発整備					
		(一般型)(農林地一体型)	70 65 60 55	55 50 50 50	30 32.5 30 27.5	6 7 8 8	
		(干拓型)	65 45	50 45	29 22	0	

(都道府県営:その2)

		ر د		_				(単位. 70)
					地帯	区 分		
予 算	区 分	3	事 業 等		農林刀	k 産省		備考
一 般 会	計 (歳 出)			国原		都府県	市町村	
	<u> </u>			ア	イ	ウ	工	
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農	村総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
			(農村総合整備)	(60) (55 > 50	(50) < 50 > 50	(30) <27.5> 25	(8) (9> 10	()書は従前の総パ事業、 〈 >書は従前のミニ総パ事業に ・適用する。
			(集落基盤整備)	55 (45)	50 (45)	27. 5 (27. 5)	9 (10)	()書は注5)に適用する。
			(地域開発関連整 備)	⟨※⟩ 50 45	⟨55⟩ 50 45	〈25〉 25 27. 5	〈 10〉 10 10	〈 〉書は特殊地域等に適用する。
	農村振興整備事業費補助	農村	寸振興総合整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
		田園	園整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
	中山間総合整備事業費補助	中	山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの - のみに適用する。注9)
	7 / 2 111 93		(中山間地域総合 整備)	<2/3> 60 <55>	<50> 55 <50>	<33. 3> 30 <27. 5>	<6> 10 <8>	〈 >書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全管
			(農地環境整備)	60	55	30	10	- 理等(注15) を除く。
			(中山間地域総合 農地防災)	* *	(55) 55	(32) 29	(13) 14	() 書は農地機能保全対策 に適用する。
<u>農業生産基盤整</u> 備事業費	農地防災事業費補助	農	地防災					
			(防災ダム)	65 60 60 55 50 %	55 55 50 50 50 55 55	39 34 39 34 32 34 34	6 11 11 16 18 11	注7)に該当するものに適用する。
			(ため池等整備)	< 60 > < 60 > 60 60 60 < 50 > 50 % % % % (%)	<55> <50> 55 50 <50> <50> 50 50 50 50 55 (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 29 29 (28)	< 8> < 8> < 11 11 418> <18> 14 14 14 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	注8)に該当するものに適用する。 〈 >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
			(湛水防除)	60 60 55 50	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18	
	農地保全事業費補助		地 保 全 整 備 農地保全整備)	65 ※ 50 45 40	55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11	地すべり対策を除く。
	農村環境保全対策事業費補助	公制地	質 保 全 対 策	2/3 65 <%> 60 60 <%> 55 50 (%) [%]	55 55 55 50 50 50 50 50 (50) [55]	41 41 (35) 34 39 (35) 34 32 (35) [29] [29]	4 4 4 <10> 11 11 <15> 16 18 (10) [14] [14]	農村地域環境保全整備は、注 4)による。 〈 >書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。 () 書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。 []書は農村災害対策整備事業のうち農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。注9)
	震災対策農業水利施設整備事業費補助	震災整備	炎対策農業水利施設 備	< % > < % >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	

					地帯	区 分		
予 算	区 分		les VIIIo della		農林力	k 産 省		· 備 考
一 般 会	計 (歳 出)	ali.	¥ 等	国原	正率	都府県	市町村	
				ア	イ	ウ	エ	
村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農	村総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
	7 K A III 9		(農村総合整備)	(60) < 55 > 50	(50) (50 > 50	(30) (27.5) 25	(8) (9> 10	() 書は従前の総パ事業、 < >書は従前のミニ総パ事業(適用する。
			(集落基盤整備)	55 (45)	50 (45)	27. 5 (27. 5)	9 (10)	()書は注5)に適用する。
			(地域開発関連整 備)	⟨ ※ ⟩ 50 45	⟨55⟩ 50 45	〈25〉 25 27. 5	〈 10〉 10 10	〈 〉書は特殊地域等に適用する。
	農村振興整備事業費補助	農村	寸振興総合整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)
		田田	國整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)
	中山間総合整備事業費補助	中	山間総合整備					農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)
7 / 1111 33	事 米 貫 悃 叨		(中山間地域総合 整備)	<2/3> 60 <55>	<50> 55 <50>	<33. 3> 30 <27. 5>	<6> 10 <8>	〈 >書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全
			(農地環境整備)	60	55	30	10	理等(注15) を除く。
			(中山間地域総合 農地防災)	**	(55) 55	(32) 29	(13) 14	()書は農地機能保全対策に適用する。
也等保全事業 農地防災事業費補助	農	地 防 災						
			(防災ダム)	65 60 60 55 50 *	55 55 50 50 50 55 50	39 34 39 34 32 34 34	6 11 11 16 18 11 16	注7)に該当するものに適ける。
			(ため池等整備)	< 60 > < 60 > 60 60 60 < 50 > < % > 50 % % % % % (%)	<55> <50> 55 50 <50> <50> <50> 50 50 50 50 55 (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 29 29 (28)	< 8> < 8> 11 11 <18> <18> <18> 14 14 14 11 (11)	注8)に該当するものに適かる。 〈 >書は農村保全管理施設うち河川工作物応急対策に係ものに適用する。 ()書は地域ため池総合暑備のうち大規模に適用する。
			(湛水防除)	60 60 55 50	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18	
	農地保全事業費補助		地 保 全 整 備	65 ** 50 45 40	55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11	地すべり対策を除く。
	農村環境保全対策 事 業 費 補 助	公银地	質 保 全 対 策	2/3 65 <%> 60 60 <%> 55 50 (%) [%]	55 55 55 50 50 50 50 50 (50) [55]	41 41 (35) 34 39 (35) 34 32 (35) [29] [29]	4 4 4 <10> 11 11 <15> 16 18 (10) [14] [14]	農村地域環境保全整備は、4)による。 4)による。 4)による。 5 書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に、 用する。 () 書は特定農業用管水貨等特別対策に適用する。 []書は農村災害対策整備事業のうち農業生産基盤整備にるもののみに適用する。注9]
	震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災整備	炎対策農業水利施設 備	< % > < % >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	

(都道府県営:その3)

(単位:%)

					地帯	区 分		
予 算	区 分	-	事 業 等		農林刀	k 産省		備考
一 般 会	計 (歳 出)	9	P 米 守	国质	軍 率	都府県	市町村	
				ア	イ	ウ	工	
<u>農業生産基盤整</u> 備事業費	農村地域防災減災事業	農	地防災					
<u></u> + * * * * * * * * * * * * * * * * * *			(防災ダム)	65 60 60 55 50 % %	55 50 50 50 50 55 55 55	39 34 39 34 32 39 34 34 34	6 11 11 16 18 6 11	注7)に該当するものに適用する。
			(ため池等整備)	< 60 > < 60 > < 60 > < % > 60 60 % < 50 > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % >	<55> <50> <55> 55 50 55 <50> <55> <50> <55> <50> <55> <50> <55> <50> <55> <55	<pre> <37> <42> <42> <42> <42> 28 33 33 <32> <32> <32> <32> <32> <32></pre>	<pre> < 8> < 8> < 3> 11 11 11 11 <18> <13> <18> <13> 14 14 </pre>	注8) に該当するものに適用する。 〈 >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
			(進水防除)	60 60 % 55 % 50 % %	55 50 55 50 55 50 55 55 55	37 42 42 37 37 32 32 32 35 35	8 8 3 13 8 18 13 10 15	
			地 保 全 整 備 農地保全整備)	65 ** 50 45 40	55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11	
		総	質 保 全 対 策 盤 沈 下 対 防 合 農 地 防 災 害防除特別土地改良					
			(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災) (公害防除時別) 土地改良)	2/3 65 60 60 55 55 50 % (%) (%) (%) <%>	55 55 50 50 50 50 50 55 (50) (55) (55) (41 41 34 39 34 34 32 35 39 34 (35) (35) (35) (35)	4 4 11 11 11 16 18 15 6 11 (10) (10) (10) (10>	農村地域環境保全整備(農業 生産基盤整備(注9)及び係る の)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公常保全会 施設に係るもの及び水質保全る。 と併せ行う施設に選用目管水路 と併せ行う施設に農業用 等外別対策に適用用管水路等 等別対策に適用診合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。
			(農村災害対策整 備)	<*> * (*)	<2/3> 50 (55)	<29> 29 (29)	<4. 4> 14 (14)	〈〉書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 (()書は中山間地域等で実施するものに適用する。農村生活維持施設整備(注15)を除く。
戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助	水	利 施 設 整 備	65 60 50 <**> * * * * [*]	65 60 50 <50> 45 50 55 [50]	17. 5 20 25 <25> 27. 5 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	〈 >書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。

(都道府県営:その3) (単位:%)

(都追府	県営:その3	3)			116	E ()		(単位:%)
						区分		
予 算	区 分	Ę	事 業 等			k 産省	-teme tit	横 考 ·
一般会	計(歳出)			国庫	Г	都府県	市町村	
	I			ア	イ	ウ	工	
農地等保全事業費	農村地域防災減災事業	農	地防災	65 60 60 55 50 ** **	55 55 50 50 50 50 55 55	39 34 39 34 32 39 34 34 34	6 11 11 16 18 6 11	注7)に該当するものに適用する。
			(ため池等整備)	< 60 > < 60 > < 60 > < % > 60 > < % > < 60 > < % > 60	<55> <50> <55> 55 50 55 <50> <55> <50> <55> 50 55	<pre> <37> <42> <42> <42> <42> 28 33 33 <32> <32> <32> <32> <22 <29 29 </pre>	<pre> < 8> < 8> < 8> < 3> 11 11 11 418> <13> <18> <13> 14 14 14</pre>	注8) に該当するものに適用する。 〈〉書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
			(進水防除)	60 60 % 55 % 50 %	55 50 55 50 55 50 55 50 55 55	37 42 42 37 37 32 32 32 35 35	8 8 3 13 8 18 13 10 15	
			地 保 全 整 備 農地保全整備)	65 ** 50 45 40	55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11	
		水地総公	質 保 全 対 策 盤 沈 下 対 防 合 農 地 防 災 客防除特別土地改良					
			(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防防災) (公害防除時別) 土地改良)	2/3 65 60 60 55 55 50 % % (%) (%) (%)	55 55 50 50 50 50 50 55 (50) (55) (55) (41 41 34 39 34 34 32 35 39 34 (35) (35) (35) (35)	4 4 11 11 11 16 18 15 6 11 (10) (10) (10) (15>	農村地域環境保全整備(農業 生産基盤整備(注9)及び農村 の)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計 に基づくもの及び水質保全施設 と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等 特別対策に適用する。 ()書は国営総合農地防災事業に所帯する県営防災事業に適用する。
			(農村災害対策整 備)	<*> * (*)	<2/3> 50 (55)	<29> 29 (29)	<4.4> 14 (14)	〈〉書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する 特別措置法に整づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管連舶設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注
戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助	水	利 施 設 整 備	65 60 50 <**> ** * * * [*]	65 60 50 <50> 45 50 55 [50]	17. 5 20 25 <25> 27. 5 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	〈 >書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。

		<u> </u>			地帯	区分		
予算	区 分					水産省		- 備 考
一般会	計 (歳 出)	再	業 等	国属		都府県	市町村	-
				ア	1	ウ	エ	
戸別所得補償実 施円滑化基盤整	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費	農	地 整 備					
備事業費	有化基盤登伽事果實補助		(経営体育成型)	*	50 55	27. 5 27. 5	10 10	営農環境整備(注15)を除く。
			(畑地帯担い手育 成型)	*	50	25	10	
			(畑地帯担い手支 援型)	*	50	25	10	_
			(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10	-
			(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17. 5 25	7. 5 10	
			也畜産基盤整備	* *	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15) を除く。
		農	地 防 災	* *	55 50	35 35	10 15	
6次産業化等促 進基盤整備事業			利 施 設 整 備	65 60 50 <**> ** ** [**]	65 60 50 <50> 45 50 55 [50]	17. 5 20 25 <25> 27. 5 25 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	〈 >書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 [] 書は基幹水利施設保全 型に適用する。
		農	地 整 備					- 営農環境整備(注15) を除 く。
			(経営体育成型)	* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	
			(畑地帯担い手育 成型)	*	50	25	10	
			(畑地帯担い手支 援型)	*	50	25	10	
			(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10	_
			(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17. 5 25	7. 5 10	
農山漁村地域整 備事業費 地域自主戦略交 付金	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	経	営体育成基盤整備	<%> <%> (50) (%) (%)	<50> <55> (50) (50) (50) (55)	<27. 5> <27. 5> (25) (25) (25) (25)	<10> <10> (10) (10) (10) (10)	
		農	地 整 備					_
			(経営体育成型)	* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	営農環境整備、地域水田農 業再生緊急整備のうち営農用 - 水及び農業集落環境管理施設整
			(畑地帯担い手育 成型)	<u>**</u>	50 <u>55</u>	25 <u>25</u>	10 <u>10</u>	備、耕作放棄地解消・発生防止 基盤整備のうち農村生活環境基 - 盤整備(注15)を除く。
			(畑地帯担い手支 援型)	*	50	25	10	_
			(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10	-
			(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17. 5 25	7.5 10	
		草均	也畜産基盤整備	* *	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。

				地 帯	区 分			
予 算 区 5	i)			農林力	水 産 省		· 備 考	
一般会計(歳出		事 業 等	国国	軍 率	都府県	市町村	-	
			ア	1	ウ	エ		
川所得補償実 戸別所得補償		地 整 備						
日滑化基盤整 滑化基盤整備 事業費 補助	事業費	(経営体育成型)	* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	営農環境整備(注15) を除く。	
		(畑地帯担い手育 成型)	*	50	25	10		
		(畑地帯担い手支 援型)	*	50	25	10		
		(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	50	50	25	10		
		(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17. 5 25	7. 5 10		
	草	地畜産基盤整備	* *	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。	
	農	地 防 災	* *	55 50	35 35	10 15		
大産業化等促 6 次産業化等 整盤整備事業 整整備事業	促進基 水	利 施 設 整 備	65 60 50 <**> ** * * * [*]	65 60 50 <50> 45 50 55 [50]	17. 5 20 25 <25> 27. 5 25 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	〈 >書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 [] 書は基幹水利施設保全 型に適用する。	
	農	地 整 備						
		(経営体育成型)	* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	営農環境整備(注15) を除 く。	
				(畑地帯担い手育 成型)	*	50	25	10
		(畑地帯担い手支 援型)	*	50	25	10		
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10		
		(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17. 5 25	7. 5 10	-	
山漁村地域整 農山漁村地域 有金 村金 村金 村金 村金 地域自主戦略交 地域自主戦略を		営体育成基盤整備	<%> <%> (50) (%) (%)	<50> <55> (50) (50) (55)	<27. 5> <27. 5> (25) (25) (25) (25)	<10> <10> (10) (10) (10) (10)	〈 >書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ()書は排水対策型、水利施設整備型、畑地帯担い手支度型、型、畑地帯担い手支援型、塩畑型、畜産担い手総合整備型、革地株地総合整備型に適用で適用であ。	
	農	地 整 備						
		(経営体育成型)	* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	営農環境整備、地域水田農 業再生緊急整備のうち営農用 水及び農業集落環境管理施設整	
		(畑地帯担い手育 成型)	*	50	25	10	備、耕作放棄地解消・発生防止 基盤整備のうち農村生活環境基 整整備(注15)を除く。	
		(畑地帯担い手支 援型)	*	50	25	10		
		(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	50	50	25	10		
		(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17. 5 25	7. 5 10		
	草	地畜産基盤整備	* *	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。	

(都道府県営:その5) (略)

(都道府県営:その6)

(単位:%)

[地 帯 区 分				
予 算	区 分			NIA.	Anto		農林刀	水 産 省		. 備 考
一 般 会	計 (歳 出)	再		業	等	国 加	1 率	都府県	市町村	
						ア	1	ウ	工	
農山漁村地域整 備事業費 地域自主戦略交 付金	農山漁村地域整備交 付金 地域自主戦略交付金	集落	基盤	整備		% 50 <%> [50] [%]	50 50 <50> [50] [45]	25 25 <25> [25] [27. 5]	10 10 <11> [10] [10]	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 〈 >書は地域用水機能の増進 を伴う農業用用排水施設整備に 係るものに適用する。ただし、 ダム、頭首工等の基幹的施設は
1.1 76										除く。 []書は基幹水利施設補修に 係るものに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。
		農業	基盤	整備促	進	* (*) (*) [*] [*]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27. 5 27. 5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
		<u>農業</u> 化事		施設保	全合理	<u>**</u> <u>**</u>	<u>50</u> <u>55</u>	$\frac{27.5}{27.5}$	10 10	
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	災(農	業 用 害 業用が 池	関 施設災	連 (関)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱	毒	対	策	65 50	50 50	44 32	6 18	
		農	道	整	備	50 45	50 45	25 27. 5	18 20	注4)に該当する場合に適用 する。
農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化基盤 整備事業	水	利 施	設惠	整 備	65 60 50 <%> ** ** ** [*]	65 60 50 <50> 45 50 55 [50]	17. 5 20 25 <25> 27. 5 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	〈 >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。
		農	地	整	備					
			(経	営体育	成型)	* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	 営農環境整備(注15)を除 く。
			(畑)		い手育	<u>**</u>	50 <u>55</u>	25 <u>25</u>	10 <u>10</u>	
			(畑: 援型)		い手支	*	50	25	10	
				地帯総 急整備	合整備 型)	50	50	25	10	
				地帯総 設型)	合整備	65 50	65 50	17. 5 25	7. 5 10	
		草均	也畜産	差基 盤	整 備	* *	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15) を除く。
		農	地	防	災	* *	55 50	35 35	10 15	
	農業基盤整備促進事業	農弟	美基盤	整備促	進	* (*) (*) [*] [*]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27. 5 27. 5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)
	農業水利施設保全合 理化事業	農業化事		施設保	全合理	* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	
	水利施設整備事業 (農地集積促進型)		施設射 地集和			* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	
農村地域復興再生基盤総合整備	農村地域復興再生基盤総合整備事業	水	利 施	設惠	隆 備	50 <%> % % % [%]	50 <50> 50 55 [50]	25 <25> 25 25 25 [25]	10 <11> 10 10 [10]	〈 >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。

(都道府県営:その5) (略)

(都道府県営:その6)

										(手匹:/0)
							地 帯	区 分		
予 算	区 分		F :	業	等		農林刀	水 産 省		備考
一 般 会	計 (歳 出)	-	p-	来	寺	围 届	車 率	都府県	市町村	
						ア	イ	ウ	エ	
農山漁村地域整 備事業費 地域自主戦略交 付金	農山漁村地域整備交付金地域自主戦略交付金	集落	客基盤	整備		% 50 <%> [50] [%]	50 50 <50> [50] [45]	25 25 (25) [25] [27. 5]	10 10 <11> [10] [10]	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。注9) 〈 >書は地域用水機能の増進を伴う農業用用排水施設整備に係るものに適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設補修に係るものに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。
		農業	業基盤	整備仍	已進	** (**) (**) [**]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27. 5 27. 5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
		<u>(新</u>	設)			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	災(農	業 用 業 用 池	関施設	連 (英関)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱	毒	対	策	65 50	50 50	44 32	6 18	
		農	道	整	備	50 45	50 45	25 27. 5	18 20	注4)に該当する場合に適用する。
農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化基盤 整備事業	水	利 施	設	整備	65 60 50 <%> % ** ** **	65 60 50 <50> 45 50 55 [50]	17. 5 20 25 <25> 27. 5 25 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	〈 >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。
		農	地	整	備					
			(経	営体育	『成型)	* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	営農環境整備(注15) を除 く。
			(畑:成型)		旦い手育	*	50	25	10	
			(畑: 援型:		旦い手支	*	50	25	10	
				地帯約 急整備	総合整備 請型)	50	50	25	10	
				地帯総般型)	総合整備	65 50	65 50	17. 5 25	7.5 10	
		草ょ	也畜産	崔基县	盤整備	* *	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15) を除く。
		農	地	ß	方 災	* *	55 50	35 35	10 15	
	農業基盤整備促進事業	農業	業基盤	整備仍		* (*) (*) [*]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27. 5 27. 5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)
	農業水利施設保全合 理化事業		養水利: 事業	施設係	 全合理	* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	
	水利施設整備事業 (農地集積促進型)		施設 地集和			* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	
農村地域復興再生基盤総合整備	農村地域復興再生基 盤総合整備事業	水	利 施	設	整備	50 <%> % % [%]	50 <50> 50 55 [50]	25 <25> 25 25 25 [25]	10 <11> 10 10 [10]	〈 >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。

(都道府県営:その7)

•				地 帯 区 分				
予 算	区 分	141	事業等		農林力	k 産 省		備考
一般会	計 (歳 出)	7	F * 4	国庫	1 率	都府県	市町村	
				ア	イ	ウ	工	
農村地域復興再 生基盤総合整備	農村地域復興再生基盤総合整備事業	農	地 整 備					
事業	並沁口正州于宋		(経営体育成型)	* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	営農環境整備(注15) を除く。
			(畑地帯担い手育 成型)	*	50	25	10	
			(畑地帯担い手支 援型)	*	50	25	10	
			(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10	
			(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7. 5 10	
		草均	也畜産基盤整備	* *	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15) を除く。
		農	地 防 災					
			(防災ダム)	65 60 60 55 50 ** **	55 55 50 50 50 55 55	39 34 39 34 32 39 34 34	6 11 11 16 18 6 11 16	注7)に該当するものに適用する。
			(ため池等整備)	< 60 > < 60 > 60 60 < 50 > 50 % % % (%)	<55> <50> 55 50 <50> <50> 50 50 50 55 (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 29 29 (28)	< 8> < 8> < 8> 11 11 <18> <18> 14 14 14 11)	注8)に該当するものに適用する。 〈 >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
			(湛水防除)	60 60 55 50	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18	
		農(農	地 保 全 整 備 農地保全整備)	** 50 40	50 50 40	32 29 30	18 14 11	地すべり対策を除く。
		地農	盤 沈 下 対 策村 環 境 保 全					
			(地盤沈下対策)	60 60 55 (※)	55 50 50 (50)	34 39 34 (35)	11 11 16 (10)	農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保 全管理施設(注10)に係るも の)は、注4)による。 ()書は特定農業用管水路等 特別対策に適用する。
			(農村災害対策整 備)	* (*)	50 (55)	29 (29)	14 (14)	農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注10)に 係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施 するものに適用する。
		震災整備	災対策農業水利施設 請	< % > < % >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
		中	山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの
			(中山間地域総合 整備)	60	55	30	10	のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。
		集落	客基盤整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15) を除く。
農業生産基盤保 全管理等推進費	農業体質強化基盤整 備促進事業費	農業促進	養体質強化基盤整備 進	* (*) (*) [*]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27. 5 27. 5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)
<u>農地集積・集約</u> 化等対策費	農地集積・集約化対 策整備 <u>交付</u> 金	農均	也耕作条件改善事業	* (*) (*) [*] [*]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27. 5 27. 5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)

					地帯	区 分		
予 算	区 分	١.	tr +#- /-/-		農林	水 産 省		備考
一般会	計 (歳 出)		事 業 等	国原	軍率イ	都府県ウ	市町村工	
寸地域復興再	農村地域復興再生基	農	地 整 備					
<u>基盤総合整備</u>	盤総合整備事業		(経営体育成型)	* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	営農環境整備(注15) を除く。
			(畑地帯担い手育 成型)	*	50	25	10	
			(畑地帯担い手支援型)	*	50	25	10	
			(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10	
		-++- 1	(畑地帯総合整備・一般型)	65 50	65 50	17. 5 25	7. 5 10	46 CT 1. 46 30, 46 45 T2 < 0.74 CT 16
			也畜産基盤整備	*	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
		農	地防災	0.5		00		Y
			(防災ダム)	65 60 60 55 50 **	55 55 50 50 50 55 55	39 34 39 34 32 39 34 34	6 11 11 16 18 6 11 16	注7) に該当するものに適用する。
			(ため池等整備)	< 60 > < 60 > 60 < 60 > 60 < 50 > < % > 50	<55> <50> 55 50 <50> <50> <50> 50 50 50 55 (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 29 29 (28)	<pre> < 8> < 8> 11 11 11 <18> <18> 14 14 14 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11</pre>	注8) に該当するものに適用する。 く>書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 () 書は 地域ため池総合整 備のうち大規模に適用する。
			(湛水防除)	60 60 55 50	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18	
			地 保 全 整 備 農地保全整備)	% 50 40	50 50 40	32 29 30	18 14 11	地すべり対策を除く。
			盤沈下対策村環境保全					
			(地盤沈下対策)	60 60 55 (※)	55 50 50 (50)	34 39 34 (35)	11 11 16 (10)	農村地域環境保全整備(農業生 産基整整備(注9)及び農村保 全管理施設(注10)に係るも の)は、注4)による。 () 書は特定農業用管水路等 特別対策に適用する。
			(農村災害対策整 備)	* (*)	50 (55)	29 (29)	14 (14)	農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注10)に 係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施 するものに適用する。
		震災整備	災対策農業水利施設 備	< % >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
		中	山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管
			(中山間地域総合整備)	60	55	30	10	理等(注15)を除く。
		集落	茖基盤整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。
業生産基盤保	農業体質強化基盤整 備促進事業費	農業促	業体質強化基盤整備 進	* (*) (*) [*] [*]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27. 5 27. 5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)
良農地確保・ <u>別利用</u> 対策費	農地集積・集約化対 策整備 <mark>費補助</mark> 金	農地	也耕作条件改善事業	* (*) (*) [*] [*]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27. 5 27. 5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)

(都道府県営:その8)

()	14	0/	1

			地 帯 区 分				
予 算	区 分	# # ##		北 海	道		備考
一 般 会	会計 (歳出)	事業等	国庫	正 率	道	市町村	
			ア	イ	ウ	工	
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	55 < ※ > 50 ※ ※	50 <50> 50 50 55	27. 5 <27. 5> 25 27. 5 27. 5	9 <10> 10 9 9	〈 〉書は、かんがい排水の農業用水再編対策(地域用水機能増進型)に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。
		基幹水利施設補修	55 ※	50 50	27. 5 25	9 10	
		基幹水利施設ストックマネジメント	*	50	27. 5	9	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年 3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知)第2 の2のうち都近府県営土地改良 事業として実施するもののみに 適用する。
	経営体育成基盤整備 事 業 費 補 助	経営体育成基盤整備	**	50 55	32. 5 32. 5	10 10	
	圃 場 整 備事 業 費 補 助	担い手育成型	*	50	32. 5	10	
		— 般 型	55 55 45	50 50 45	32. 5 27. 5 27. 5	10 9 10	
	諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	土地改良総合整備	<55> 50	<50> 50	<32.5> 25	<10> 10	〈 〉書は担い手育成型(高度 利用型)に適用する。 特定地域型は、注4)による。
	諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	水田農業振興緊急整備	*	50	25	10	
	尹 未 貞 佃 切	生物多様性対応基盤整 備促進パイロット	*	50	25	10	農村生活環境基盤整備(注15) を除く。
		農村環境保全整備推進モデル	* *	50 55	25 25	10 10	
		新農業水利システム保 全対策	*	50	25	10	
		畑地かんがい推進モデ ルほ場設置	50	50	25	10	
	畑地帯総合農地整備 事 業 費 補 助	畑地帯総合整備					
		(担い手育成型)	*	52	28	8	
		(担い手支援型)	*	52	28	8	
		(緊急整備型)	60	52	28	8	
		(一般型)	60 55	52 50	28 27. 5	8 9	
		畑地帯開発整備					
		(一般型) (農林地一体型)	70 70 65 60	65 55 50 50	20 30 32. 5 30	6 6 7 8	
		(干 拓)					
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
		(農村総合整備)	< 55 > 50	< 50 > 50	<27. 5> 25	< 9> 10	く >書は従前のミニ総パ事業 に適用する。
		(集落基盤整備)	55 (45)	50 (45)	27. 5 (27. 5)	9 (10)	()書は注5) に適用する。
		(地域開発関連 整備)	⟨₩⟩ ₩ 50 45	⟨55⟩ 50 50 45	⟨25⟩ 25 25 27. 5	(10) 18 10 10	〈 〉書は特殊地域等に適用する。
							ı

(都道府県営:その8) (単位:%)

				地帯	区 分		
予 算	区 分			北海			. 備 考
	計 (歳 出)	事 業 等	国 厄	軍率	道	市町村	
			ア	1	ウ	エ	
農業生産基盤 <mark>保</mark> 全管理・ 業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	55 <%> 50 %	50 <50> 50 50 55	27. 5 <27. 5> 25 27. 5 27. 5	9 <10> 10 9 9	〈 >書は、かんがい排水の農業用水再編対策(地域用水機能 増進型)に適用する。但しダム、 頭首工等の基幹的施設は除く。
		基幹水利施設補修	55 ※	50 50	27. 5 25	9 10	
		基幹水利施設ストックマネジメント	*	50	27. 5	9	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知)第2の2のうち都道府県営土地改良事業として実施するもののみに適用する。
	経営体育成基盤整備 事業費補助	経営体育成基盤整備	* *	50 55	32. 5 32. 5	10 10	
	圃 場 整 備事 業 費 補 助	担い手育成型	*	50	32. 5	10	
		一 般 型	55 55 45	50 50 45	32. 5 27. 5 27. 5	10 9 10	
	諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	土地改良総合整備	<55> 50	<50> 50	<32. 5> 25	<10> 10	〈 〉書は担い手育成型(高度 利用型)に適用する。 特定地域型は、注4)による。
	諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	水田農業振興緊急整備	*	50	25	10	
	事業質 棚 旫	生物多様性対応基盤整 備促進パイロット	*	50	25	10	農村生活環境基盤整備(注15) を除く。
		農村環境保全整備推進モデル	* *	50 55	25 25	10 10	
		新農業水利システム保 全対策	*	50	25	10	
		畑地かんがい推進モデ ルほ場設置	50	50	25	10	
	畑地帯総合農地整備 事 業 費 補 助	畑地帯総合整備					
	尹 未 其 佃 叨	(担い手育成型)	*	52	28	8	
		(担い手支援型)	*	52	28	8	
		(緊急整備型)	60	52	28	8	
		(一般型)	60 55	52 50	28 27. 5	8 9	
		畑地帯開発整備					
		(一般型) (農林地一体型)	70 70 65 60	65 55 50 50	20 30 32. 5 30	6 6 7 8	
		(干 拓)					
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
	尹 未 其 佃 叨	(農村総合整備)	< 55 > 50	< 50 > 50	<27. 5> 25	< 9> 10	()書は従前のミニ総パ事業に適用する。
		(集落基盤整備)	55 (45)	50 (45)	27. 5 (27. 5)	9 (10)	()書は注5)に適用する。
		(地域開発関連 整備)	⟨¾⟩ ¾ 50 45	⟨55⟩ 50 50 45	〈25〉 25 25 27. 5	(10) 18 10 10	〈 〉書は特殊地域等に適用する。

(都道府県営:その9)

(単位:%)

				地帯	区 分		
予算	区 分	事業等		北 海	道		備考
一 般 会	計 (歳 出)	事 未 寸	国庫	車率	道	市町村	
			ア	イ	ウ	エ	
農村整備事業費	農村振興整備事業費補助	農村振興総合整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
		田園整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
	罗米貝間切	(中山間地域総 合整備)	<75> <2/3> <60> 60 <55>	<60> <50> <55> 55 <50>	<27. 5> <33. 3> <25> 30 <27. 5>	<5> <6> <8> 10 <8>	る。正分の く 〉書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。
		(農地環境整備)	60	55	30	10	
		(中山間地域総 合農地防災)	* *	(55) 55	(36) 33	(9) 11	() 書は農地機能保全対策 に適用する。
農業生産基盤整備事業費	農地防災事業費補助	農地防災					
<u>無</u> 事来其		(防災ダム)	65 60 60 55 50 %	55 55 50 50 50 55 55	39 34 39 34 32 34 34	6 11 11 16 18 11 16	注7)に該当するものに適用する。
		(ため池等整備)	<60><60><60><60 60 60 <50>< <%> 50 % (%)	<55> <50> 55 50 <50> <50> 50 50 50 50 55 (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 29 33 (28)	< 8> < 8> 11 11 <18> <18> 48 14 14 11 (11)	注8)に該当するものに適用する。 〈>書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 ()書は地域ため池総合整 備のうち大規模に適用する。
		(湛水防除)	60 60 55 50	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18	
	農地保全事業費補助	農地保全整備(農地保全整備)	% 60 55 50	50 50 50 50	36 33 31 29	14 11 13 14	地すべり対策を除く。
	農村環境保全対策事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	2/3 65 55 50 <%> (%) (%) [%]	55 55 50 50 (55) (50) (50) [55]	41 41 34 32 <36> <36> (35) [29] [29]	4 4 16 18 <9> <14> (10) [14] [14]	農村地域環境保全整備は、注 4)による。 ()書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。 () 書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。 []書は農村災害対策整備事業のうち農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。注9)
	震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災対策農業水利施設 整備	<%> <%>	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
	農村地域防災減災事業	農地防災					
	*	(防災ダム)	65 60 60 55 50 ** **	55 55 50 50 50 55 55 55 55	39 34 39 34 32 39 34 34 32	6 11 11 16 18 6 11 16 13	注7) に該当するものに適用する。

(都道府県営:その9) (単位:%)

	地帯区分						
分				北 海			- 備 考
出)	3	事 業 等		軍 率	道	市町村	-
,			ア	1	ウ	工	
興 整 備費 補 助		対振興総合整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
	田園	園整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
総合整備費 補助		山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
g 1111 <i>9</i> 77		(中山間地域総 合整備)	<75> <2/3> <60> 60 <55>	<60> <50> <55> 55 <50>	<27. 5> <33. 3> <25> 30 <27. 5>	<5> <6> <8> 10 <8>	(人)書は従前の開拓地整備に適用する。 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。
		(農地環境整備)	60	55	30	10	
		(中山間地域総 合農地防災)	* *	(55) 55	(36) 33	(9) 11	- () 書は農地機能保全対策 に適用する。
事業費補助	農	地防災					
		(防災ダム)	65 60 60 55 50 %	55 55 50 50 50 55 55	39 34 39 34 32 34 34	6 11 11 16 18 11 16	注7)に該当するものに適用する。
		(ため池等整備)	<60><60><60><60 60 60 <50>< <%> 50 % (%)	<55> <50> 55 50 <50> <50> <50> 50 50 50 55 (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 29 33 (28)	<pre> < 8> < 8> 11 11 <18> <18> 48 14 14 11 (11)</pre>	注8) に該当するものに適用する。 〈〉書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 () 書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
		(湛水防除)	60 60 55 50	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18	
事業費補助		地保全整備:地保全整備)	% 60 55 50	50 50 50 50	36 33 31 29	14 11 13 14	地すべり対策を除く。
保全対策 費 補 助	公制地	質 保 全 対 策 等防除特別土地改良 盤 沈 下 対 策 合 農 地 防 災	2/3 65 55 50 <%> <%> (%) [%]	55 55 50 50 <55> <50> (50) [55] [50]	41 41 34 32 <36> <36> (35) [29] [29]	4 4 16 18 <9> <14> (10) [14] [14]	農村地域環境保全整備は、注4)による。 〈>書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。 ())書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。 []書は農村災害対策整備事業のうち農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。注9)
農業水利施 業費補助			<%> <%>	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
防災減災事	農	地 防 災					
		(防災ダム)	65 60 60 55 50 % %	55 50 50 50 50 55 55 50	39 34 39 34 32 39 34 34 34 32	6 11 11 16 18 6 11 16 13	注7)に該当するものに適用する。
業費	甫助	輔助 整何	車助 整備 或災事 農 地 防 災	#助 整備 <※> 数災事 農 地 防 災 (防災ダム) 65 60 60 55 50 ※ ※	#助 整備	#助 整備	#助 整備

(都道府県営:その10)

(単位:%)

	元百・こ・シェ				地帯	区分		
予 算	区 分	١,	ter alle her		北海	道		備考
一 般 会	計 (歳 出)	-	事 業 等	国原	正 率	道	市町村	
				ア	イ	ウ	工	
<u>農業生産基盤整</u> 備事業費	農村地域防災減災事業	農	地防災					
			(ため池等整備)	< 60 > < 60 > < 60 > < 60 > < 60 > < % > 60	<55> <50> <55> <55> 50 55 50 55 <50> <55> <50> <55> <50>	(37) (42) (42) 28 33 33 (32) (32) (32)	< 8> < 8> < 3> 11 11 11 418> <13> <13> <13> <18> <18> <18> <18> <18> <18> <18> <18	注8) に該当するものに適用する。 〈 >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
				<%> 50 %	<55> 50 55	<32> 29 29	<13> 14 14	
			(湛水防除)	60 60 % 55 % 50 % %	55 50 55 50 55 50 55 55 55	37 42 42 37 37 32 32 36 36	8 8 3 13 8 18 13 9 14	
			地 保 全 整 備 農地保全整備)	% 60 55 50	50 50 50 50	36 33 31 29	14 11 13 14	
		地総	質保全対策盤次下対策合農地防災等防除特別土地改良					
			(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災) (公害防除特別 土地改良)	2/3 65 55 55 50 % (%) (%) (%) <%>	55 55 50 50 50 55 50 (50) (55) <55> <50>	41 41 34 32 32 34 36 (35) (35) (36) (36)	4 4 11 16 18 11 14 (10) (10) (< 9> <14>	農村地域環境保全整備(農業村 生産基盤整備(注9)及び農村 保全管理施設(注10)に係るも の)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公本質保全施設に済むのなび水質保全施設 に基づくもの及び水質保全施と併せ行う施設に適用胃する。 ()書は特定農業用胃水。等 特別対策に適用する。 ()書は場合農地防災事業に適用する。 業に附帯する県営防災事業に適用する。
			(農村災害対策 整備)	* (*)	50 (55)	29 (29)	14 (14)	農業生産基盤整備 (注9) 及 び農村保全管理施設 (注10) に 係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施 するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15) を除く。
戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助	水	利 施 設 整 備	55 <%>> 50 % % [%]	50 <50> 50 50 55 [50]	27. 5 <27. 5> 25 27. 5 27. 5 [27. 5]	9 <10> 10 9 9 [9]	〈 >書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。
		農	地 整 備					
			(経営体育成型)	* *	50 55	32. 5 32. 5	10 10	営農環境整備(注15)を除く。
			(畑地帯担い手育 成型)	*	52	28	8	
			(畑地帯担い手支 援型)	*	52	28	8	

(都道府県営:その10)

# 単					地 帯	区 分		
田東寺 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	予 算 区		車 業 等		北 海	道		備考
	一般会計		<i>*</i> * 4	国庫	本	道	市町村	
(ためた等発館) (461) (552) (272) (50) (732) (7				ア	イ	ウ	エ	
(金の) (50) (22) (3) (3) (4) (50) (22) (3) (50) (20) (32) (33) (11 (50) (50) (32) (32) (33) (32) (33) (32) (33) (32) (33) (32) (33) (32) (32		地域防災減災事農	地防災					
(最大災害対策 第 2 2 2 8 8 5 5 42 3 5 5 60 37 13 8 8 5 6 32 2 13 8 6 5 32 2 13 8 6 5 32 2 13 8 6 5 32 2 13 8 6 5 32 2 13 8 6 5 32 2 13 8 6 5 32 2 13 8 6 5 32 2 13 8 6 5 32 2 13 8 6 5 32 2 13 8 7 8 8 6 5 32 2 13 8 7 8 8 6 5 32 2 13 8 7 8 8 6 5 32 2 13 8 7 8 8 6 5 32 2 13 8 7 8 8 6 5 32 2 13 8 7 8 8 6 5 32 2 13 8 7 8 8 6 5 32 2 13 13 13 13 13 13 13 13 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14			(ため池等整備)	< 60 > < % > 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60	<50> <55> 55 50 55 <50> <55> <50> <55> <50> <55> <50> <55> <50> <55> <50>	<42> <42> <42> 28 33 33 <32> <32> <32> <32> <32> <22> <22	<pre> < 8> < 3> 11 11 11 <18> <13> <18> <13> <18> <14</pre>	する。 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る
(農地保全整備)			(湛水防除)	60 ※ 55 ※ 50 ※	50 55 50 55 50 55 55	42 42 37 37 32 32 36	8 3 13 8 18 13 9	
地盤 沈下 対策 会				60 55	50 50	33 31	11 13	
他盤沈下対策)		地総	盤沈下対策合農地防災					
整備			(地盤沈下対策) (総合農地防災) (公害防除特別	65 55 50 % % (%) (%)	55 50 50 50 55 50 (50) (55) <55>	41 34 32 34 36 (35) (35) (36)	4 11 16 18 11 14 (10) (10) < 9>	生産基盤整備 (注9) 及び農村 保全管理施設 (注10) に係るも の)は、注4) による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止を施設 に基づくもの及び水質保全施 と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等 特別対策に適用する合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適
施円滑化基盤整 備事業費 補助								び農村保全管理施設 (注10) に 係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施 するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)
(経営体育成型) ※ 50 32.5 10 営農環境整備(注15)を除く。 ※ 55 32.5 10 営農環境整備(注15)を除く。 (畑地帯担い手育 ※ 52 28 8 成型) (畑地帯担い手支 ※ 52 28 8	施円滑化基盤整 滑化	基盤整備事業費	利 施 設 整 備	<%> 50 % %	<50> 50 50 55	<27.5> 25 27.5 27.5	<10> 10 9 9	に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 [] 書は基幹水利施設保全
(畑地帯担い手育 ※ 52 28 8 成型) (畑地帯担い手支 ※ 52 28 8		農	地 整 備					
成型) (畑地帯担い手支 ※ 52 28 8			(経営体育成型)	* *				営農環境整備(注15)を除く。
				*	52	28	8	
			(畑地帯担い手支 援型)	*	52	28	8	

(都道府県営:その11)

(単位:%)

一						地帯	区 分		
一	予 算	区 分	4	F * *		北 海	道		備考
一型別所得補償業 一型別所得補償業地門情報的 一型別所得補償業地門情報的 一型別所得補償業 一型別所得補償業 一型別所得補償業 一型別別所得補償業 一型別別所得補償業 一型別別所得補償業 一型別別所得補償業 一型別別所得有償 一型別別 一型別	一 般 会	計 (歳 出)	9	P 未 守	国	庫率	道	市町村	
福田 福田 福田 福田 福田 福田 福田 福田					ア	1	ウ	エ	
信用機能合整備 60 52 28 8 8 25 28 8 8 27 28 8 27 28 8 27 28 8 27 28 8 27 28 8 27 28 8 27 28 8 27 28 8 27 28 8 27 28 28			農	地 整 備					
一般型 55 50 27.5 9					60	52	28	8	
株									
			草均	也畜産基盤整備	* *				雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。
「			農	地 防 災					
(経営体育成型) ※ 50 32.5 10	進基盤整備事業		水	利 施 設 整 備	<%> 50 % %	<50> 50 50 50 55	<27. 5> 25 27. 5 27. 5	<10> 10 9 9	[]書は基幹水利施設保全
操動・			農	地 整 備					
成型 (加地帯担い手支 ※ 52 28 8 8 28 28 8 28 2				(経営体育成型)	* *				営農環境整備(注15)を除く。
接型 (畑地帯総合整備 60 52 28 8					*	52	28	8	
・聚急整備型 (埋地帯総合整備 60 52 28 8 55 50 27.5 9					*	52	28	8	
農山漁村地域整備存備事業費 接営体育成基整整備 (※) (50) (32.5) (10) (27.5) (9) (27.5) (10) (27.5) (2					60	52	28	8	
##事業費									
(経営体育成型) ※ 50 32.5 10 ※ 55 32.5 10 ※ 55 32.5 10 ※ 7.5 28 8 度型) (畑地帯担い手育 成型) ※ 55 28 8 度型) (畑地帯担い手支 ※ 52 28 8 度型) (畑地帯総合整備 60 52 28 8 度型) (畑地帯総合整備 80 55 27.5 9 度型) (畑地帯総合整備 80 55 27.5 9 度型) (畑地帯総合整備 80 55 27.5 9 度型に適用する。但しダム、頭型の 27.5 9 型に適用する。但しダム、頭型に適用する。但しダム、頭型に適用する。但しダム、頭型に適用する。但しダム、頭型に適用する。但しダム、頭型に適用する。但しダム、頭型に適用する。但しダム、頭型に適用する。但しダム、頭型に適用する。但しダム、頭型に適用する。但しダム、頭型に適用する。但しダム、頭型に適用する。但しダム、頭型に適用する。但しダム、頭型に適用する。但しダム、頭型に適用する。但しダム、頭型に適用する。但しダム、頭型に適用する。但しダム、頭型に適用する。	備事業費 地域自主戦略交	付金	経	兰体育成基盤整備	(%) (55) (%) (%) (%) (%) [%]	(55) (50) (50) (55) (52) [50]	(32. 5) (27. 5) (27. 5) (27. 5) (28) [25]	<10> (9) (9) (9) (8) [10]	()書は排水対策型、水利施 設整備型、畑地帯担い手育成型、 畑地帯担い手支援型に適用する。 []書は草地整備型、畜産担 い手総合整備型、草地林地総合
*** **			農	地 整 備					
(畑地帯担い手育 ※ 55 28 8				(経営体育成型)					営農環境整備、地域水田農 業再生緊急整備のうち営農用
(畑地帯担い手支 援型) ※ 52 28 8 (畑地帯総合整備・緊急整備型) 60 52 28 8 (畑地帯総合整備・野業・55 55 27.5 9 草 地 畜 産 基 盤 整 備 ※ 50 25 10 雑用水施設整備及び利用がある。 水 利 施 設 整 備 事業・55 50 27.5 9 (※) (50) (27.5) (10) 型に適用する。但しダム、頭面を設定している。 50 50 25 10 工等の基幹的施設は除く。 (※) 50 27.5 9 型に適用する。但しダム、頭面を設定している。 ※ 50 27.5 9 型に適用する。 型に適用する。 型に適用する。 型に適用する。 型に適用する。 型に適用する。 型に適用する。 型に適用する。 型に適用する。 型に適用する。						1			備、耕作放棄地解消・発生防止 基盤整備のうち農村生活環境基
・緊急整備型) (畑地帯総合整備 60 52 28 8 7 55 50 27.5 9 草 地 畜 産 基 盤 整 備 ※ 55 25 10 数整備(注15) を除く。 水 利 施 設 整 備 事 業 55 (50 27.5 9) (マス・5 9 27.5 9) 水 利 施 設 整 備 事 業 (55 50 27.5 50 50 27.5 9) (マス・5 9) ※※ 50 27.5 9 (マス・5 9) 型に適用する。但しダム、頭に適用する。但しダム、頭に適用する。但しダム、頭に適用する。但しダム、頭に適用する。但しダム、頭に適用する。但しダム、頭に適用する。但しダム、頭に適用する。但しダム、頭に適用する。但しダム、頭に適用する。但しダム、頭に適用する。					*	52	28	8	m. TE (HI (LL 10) Z PK (o
・一般型) 55 50 27.5 9 草地畜産基盤整備 ※ 50 25 10 雑用水施設整備及び利用が設整備(注15)を除く。 水利施設整備事業 55 50 27.5 9 < >書は地域用水機能増充の <※> <50> <27.5					60	52	28	8	
水 利 施 設 整 備 事 業									
<※> <50> <27.5> <10> 型に適用する。但しダム、頭 50 50 25 10 工等の基幹的施設は除く。 ※ 50 27.5 9 □ ョは基幹水利施設保。 ※ 55 27.5 9 型に適用する。但しダム、頭 型に適用する。 単に適用する。 単に適用する。			草均	也畜産基盤整備	* *				雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15) を除く。
			水	利施設整備事業	<%> 50 % %	<50> 50 50 50 55	<27. 5> 25 27. 5 27. 5	<10> 10 9 9	[]書は基幹水利施設保全

(都道府県営:その11)

(16)	л н н н н н н							(十三: /0/
					地帯	区分		·
予 算	区 分	7	事業等		北 海	道		備考
一 般 会	計 (歳 出)	-	# * d	国原	車 率	道	市町村	
				ア	イ	ウ	エ	
戸別所得補償実 施円滑化基盤整	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費	農	地 整 備					
備事業費	補助		(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	60	52	28	8	
			(畑地帯総合整備 ・一般型)	60 55	52 50	28 27. 5	8 9	
		草均	地畜産基盤整備	* *	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15) を除く。
		農	地 防 災	* *	55 50	36 36	9 14	
6 次産業化等促 進基盤整備事業 費	6 次産業化等促進基 盤整備事業費補助	水	利 施 設 整 備	55 <**> 50 ** ** [**]	50 <50> 50 50 55 [50]	27. 5 <27. 5> 25 27. 5 27. 5 [27. 5]	9 <10> 10 9 9 [9]	〈 >書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。
		農	地 整 備					
			(経営体育成型)	* *	50 55	32. 5 32. 5	10 10	営農環境整備(注15)を除く。
			(畑地帯担い手育 成型)	*	52	28	8	
			(畑地帯担い手支 援型)	*	52	28	8	
			(畑地帯総合整備・緊急整備型)	60	52	28	8	
			(畑地帯総合整備 ・一般型)	60 55	52 50	28 27. 5	8 9	
農山漁村地域整 備事業費 地域自主戦略交 付金	農山漁村地域整備交 付金 地域自主戦略交付金	経1	営体育成基盤整備	<pre><%> <55) (%) (%) (%) (%) [%] [%]</pre>	<50> <55> (50) (50) (55) (52) [50] [55]	<32. 5> <32. 5> (27. 5) (27. 5) (27. 5) (27. 5) (28) [25] [25]	<10><10><10><10><10><10><10><10><10><10>	〈 >書は一般型、面的集積型、 農業生産法人等育成型に適用する。 ()書は排水対策型、水利施 設整備型、畑地帯担い手育成型、 畑地帯担・支援型に適用する。 []書は草地整備型、畜産担 い手総合整備型、章地林地総合 整備型に適用する。
		農	地 整 備					
			(経営体育成型)	* *	50 55	32. 5 32. 5	10 10	営農環境整備、地域水田農 業再生緊急整備のうち営農用 水及び農業集落環境管理施設整
			(畑地帯担い手育 成型)	*	52	28	8	
			(畑地帯担い手支 援型)	*	52	28	8	AMERICAN STREET
			(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	60	52	28	8	
			(畑地帯総合整備 ・一般型)	60 55	52 50	28 27. 5	8 9	
		草均	地畜産基盤整備	* *	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15) を除く。
		水:	利施設整備事業	55 <%>> 50 % % [%]	50 <50> 50 50 55 [50]	27. 5 <27. 5> 25 27. 5 27. 5 27. 5 [27. 5]	9 <10> 10 9 9 [9]	〈 >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。
		1						

(都道府県営:その12) (略)

(都道府県営:その13)

(単位:%)

(110/22/11/2	具営:その1	-3	,				14. 17.			T	(単位:%
								区 分		- /++-	-17
予 算	区 分	再	F 3	業	等		北海	· ·-	-t-m-11	備	考
一般会	計 (歳 出)					国リア	車率イ	道	市町村工		
農山漁村地域 整備事業費 地域自主戦略交 付金	農山漁村地域整備 交付金 地域自主戦略交付金	農業	<u></u> 	整備促	進	* * * (*) (*) [*]	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32. 5 32. 5 32. 5 32. 5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書は に係るものに適身	
		<u>農業</u> 化事		施設保	全合理	<u>**</u>	<u>50</u> <u>55</u>	32. 5 32. 5	10 10		
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害関連事業費補助	災(農	業 用 害 業用施調 め池災等	関 設災害闘	連 関連)	50	50	29	14	海岸保全施設等 災害関連緊急地で く。	等災害関連及び すべり対策を除
	鉱毒対策事業費補助	鉱	毒	対	策	65 50	50 50	41 32	9 18		
		農	道	整	備	55 50 45	50 50 45	27. 5 25 27. 5	16 18 20	注4)に該当っする。	する場合に適用
農業競争力強化 基盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水	利 施	設 鏨	生 備	55 <%> 50 % % [%]	50 <50> 50 50 55 [50]	27. 5 <27. 5> 25 27. 5 27. 5 [27. 5]	9 <10> 10 9 9	に適用する。たた 首工等の基幹的が	用水機能増進型 どし、ダム、頭 を設は除く。 幹水利施設保全
		農	地	整	備						
		(経)	営体育	成型)	* *	50 55	32. 5 32. 5	10 10	営農環境整備	(注15)を除く。	
			(畑 ¹ 成型)		い手育	* <u>*</u>	52 <u>55</u>	28 <u>28</u>	8 <u>8</u>	-	
			(畑 ¹ 援型)		い手支	*	52	28	8	-	
				也帯総 急整備	合整備 型)	60	52	28	8	-	
			(畑)		合整備	60 55	52 50	28 27. 5	8 9	-	
		草均	也畜産	基盤	整備	* *	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整 設整備(注15)を	発備及び利用施 :除く。
		農	地	防	災	* *	55 50	36 36	9 14		
	農業基盤整備促進事業	農業	基盤	整備促	進	* * (*) (*) [*]	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32. 5 32. 5 32. 5 (32) (32) (29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書#に係るものに適p	
	農業水利施設保全合 理化事業	農業化事		施設保	全合理	* *	50 55	32. 5 32. 5	10 10		
	水利施設整備事業 (農地集積促進型)		刊施設 豊地集和			* *	50 55	32.5 32.5	10 10		
農業生産基盤保 全管理等推進費	農業体質強化基盤整 備促進事業費	農業促進		強化基	盤整備	* * (*) (*) [*]	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32. 5 32. 5 32. 5 (32) (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書に係るものに適見	
<u>農地集積・集約</u> 化等対策費	農地集積・集約化対 策整備 <mark>交付</mark> 金	農坩	也耕作多	条件改	善事業	* * (*) (*) [*]	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32. 5 32. 5 32. 5 (32) (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書/ に係るものに適月	

(都道府県営:その12) (略)

(都道府県営:その13)

						地帯	区 分				
予 算	区 分	3	\$	当	É	等		北 海	道		備考
一 般 会	計 (歳 出)		,-			,	国リア	車率イ	道ウ	市町村工	
農山漁村地域 整備事業費 地域自主戦略交 付金	農山漁村地域整備 交付金 地域自主戦略交付金	農業	業基	盤虫	整備(足進	* * (%) (%) (%) [*]	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32. 5 32. 5 32. 5 (32) (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)
		<u>(新</u>	設)				(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害関連事業費補助	災	業用	害 月施記	関 受災害	設 等 連 野連) 三特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱	-	毒	対	策	65 50	50 50	41 32	9 18	
		農	-	道	整	備	55 50 45	50 50 45	27. 5 25 27. 5	16 18 20	注4)に該当する場合に適用する。
農業競争力強化 基盤整備事業 整備事業	水	利	施	設	整備	55 <%> 50 % % [*]	50 <50> 50 50 55 [50]	27. 5 <27. 5> 25 27. 5 27. 5 [27. 5]	9 <10> 10 9 9 [9]	〈 >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 育工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。	
	農		地	3	整 備	i					
			(経営	當体育	育成型)	*	50 55	32. 5 32. 5	10 10	営農環境整備(注15)を除く。
				(畑均	也带扌	担い手育	*	52	28	8	
				(畑均	也帯扌	担い手支	*	52	28	8	-
						総合整備 備型)	i 60	52	28	8	
					也帯 段型)	総合整備	60 55	52 50	28 27. 5	8 9	
		草均	也音	音産	基	盤整備	* *	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15) を除く。
		農		地	ß	方 災	* *	55 50	36 36	9 14	
	農業基盤整備促進事業	農業	業基	盤虫	整備化	足進	* * (*) (*) [*]	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32. 5 32. 5 32. 5 (32) (32) (29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)
	農業水利施設保全合 理化事業	農業化平			色設 化	呆全合理	! *	50 55	32. 5 32. 5	10 10	
	水利施設整備事業 (農地集積促進型)				整備 雪	事業 進型)	* *	50 55	32. 5 32. 5	10 10	
農業生産基盤保 全管理等推進費	農業体質強化基盤整 備促進事業費	農業促		質別	鱼化	基盤整備	* * * (*) (*) [*]	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32. 5 32. 5 32. 5 (32) (32) (29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)
優良農地確保· 有効利用対策費	農地集積・集約化対 策整備 <u>費補助</u> 金	農地	也耕	非作身	条件。	牧善事業	* * * (*) (*) (*) [*]	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32. 5 32. 5 32. 5 (32) (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)

(都道府県営:その14)

(単位:%)

				地帯	区 分		
予 算	区 分	事業等		沖	縄		備考
一般会	会計 (歳出)	事 来 守	国原	車率	県	市町村	
			ア	1	ウ	工	
農業生産基盤整 備事業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	80 ※	80 80	10 10	4 4	
		基幹水利施設補修					
	経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備	*	75	12.5	5	
	圃 場 整 備事 業 費 補 助	担い手育成型	*	75	12. 5	5	
		一 般 型	75	75	12. 5	5	
	諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	土地改良総合整備	*	75	12. 5	5	
	諸 土 地 改 良事 業 費 補 助	生物多様性対応基盤 整備促進パイロット	*	75	12. 5	5	農村生活環境基盤整備(注15) を除く。
		農村環境保全整備推進モデル	*	75	12. 5	5	
		新農業水利システム 保全対策	*	50	25	10	
		畑地かんがい推進モ デルほ場設置	75	75	12.5	5	
	畑地帯総合農地整備	畑地帯総合整備					
	事業費補助	(担い手育成型)	*	75	12. 5	5	
		(担い手支援)	*	75	12.5	5	
		(緊急支援型)	75	75	12.5	5	
		(一般型)	75	75	12. 5	5	
		畑地帯開発整備					
		(一般型) (農林地一帯型)	80	80	10	4	
		(干 拓)	80 75	80 75	8 10	0	
農村整備事業費	農村総合整備	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るもののもに適用する。注意
	事業費補助	(農村総合整備)	2/3	2/3	16. 7	6	のみに適用する。注9)
		(集落基盤整備)					
		(地域開発関連 整備)	*	75	12. 5	5	

(都道府県営:その14)

(相) 垣 四	完 呂 . て ツ .	L 4)					(平位. //
:				地帯	区 分		
予 算	区 分	事業等		沖	縄		備考
一般多	計 (歳 出)	<i>*</i> * *	国 屆	車率	県	市町村	
	.		ア	1	ウ	エ	
農業生産基盤 <mark>保</mark> 全 <u>管理・</u> 整備事 業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	80 ※	80 80	10 10	4 4	
		基幹水利施設補修					
	経営体育成基盤整備 事 業 費 補 助	経営体育成基盤整備	*	75	12.5	5	
	圃 場 整 備 事 業 費 補 助	担い手育成型	*	75	12.5	5	
		— 般 型	75	75	12. 5	5	
	諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	土地改良総合整備	*	75	12. 5	5	
	諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	生物多様性対応基盤 整備促進パイロット	*	75	12.5	5	農村生活環境基盤整備(注15) を除く。
		農村環境保全整備推進モデル	*	75	12. 5	5	
		新農業水利システム 保全対策	*	50	25	10	
		畑地かんがい推進モ デルほ場設置	75	75	12.5	5	
	畑地帯総合農地整備 事 業 費 補 助	畑地帯総合整備					
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(担い手育成型)	*	75	12.5	5	
		(担い手支援)	*	75	12. 5	5	
		(緊急支援型)	75	75	12.5	5	
		(一般型)	75	75	12.5	5	
		畑地帯開発整備					
		(一般型)	80	80	10	4	
		(干 拓)	80 75	80 75	8 10	0	
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(農村総合整備)	2/3	2/3	16.7	6	マンマルヤー 週
		(集落基盤整備)					
		(地域開発関連 整備)	*	75	12. 5	5	

							(-12.70)
				地 帯	区 分		
予 算	区 分	事業等		沖	縄		備考
一般多	計 (歳 出)	ず 木 寸	国原	正 率	県	市町村	
			ア	イ	ウ	工	
農村整備事業費	農村振興総合整備事 業 費 補 助	農村振興総合整備	*	2/3	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
		田園整備	*	2/3	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備 (中山間地域総合整備)	75	75	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。
		(農地環境整備)	*	75	17	6	
		(中山間地域総合農地防災)	*	80	11	6	
農業生産基盤整	農地防災事業費補助	農地防災					
<u>備</u> 事業費		(防災ダム)	* * *	80 55 50	13 34 34	7 11 16	注7)に該当するものに適用する。
		(ため池等整備)	80 60 ※ <※> 50	80 80 80 (80) 50	11 11 11 <13> 29	6 6 6 < 7> 14	注8) に該当するものに適用 する。 〈 〉書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。
		(湛水防除)					
	農地保全事業費補助	農地保全整備)	80	80	11	6	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。
	農村環境保全対策事業費補助	水 質 保 全 対 策 公害防除特別土地改良 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災	[※] [※] [※]	[80] [75] [2/3]	[19] [19] [19]	[1] [6] [10]	[]書は農村災害対策整備事業のうち農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。
	震災対策農業水利施設整備事業費補助	震災対策農業水利施設整備	< % > < % >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
	農村地域防災減災事	農地防災					
	業	(防災ダム)	* * *	80 50 50	13 34 34	7 11 16	注7) に該当するものに適用 する。
		(ため池等整備)	80 60 ** <*>> 50 **	80 80 80 (80) 50 50	11 11 11 <13> 29 29	6 6 6 < 7> 14 14	注8)に該当するものに適用する。 〈 >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
		農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	80	80	11	6	農村地域環境保全整備は、注 4)による。

				地帯	区 分		
予 算	区 分		沖		組	1	· 備 考
一般	会 計 (歳 出)	事 業 等	国 加	車 率	県	市町村	•
			ア	1	ウ	工	
材整備事業費	農村振興総合整備事 業 費 補 助	農村振興総合整備	*	2/3	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
		田園整備	*	2/3	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備 (中山間地域総合整備)	75	75	17	6	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。
		(農地環境整備)	*	75	17	6	
		(中山間地域総 合農地防災)	*	80	11	6	
地等保全事業	農地防災事業費補助	農地防災					
		(防災ダム)	* * *	80 55 50	13 34 34	7 11 16	注7) に該当するものに適用する。
		(ため池等整備)	80 60 ※ <※> 50	80 80 80 (80) 50	11 11 11 <13> 29	6 6 6 < 7> 14	注8)に該当するものに適用する。 〈 〉書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
		(湛水防除)					
	農地保全事業費補助	農地保全整備(農地保全整備)	80	80	11	6	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、2 4)による。
	農村環境保全対策 事 業 費 補 助	水 質 保 全 対 策 公害防除特別土地改良 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災	[%] [%] [%]	[80] [75] [2/3]	[19] [19] [19]	[1] [6] [10]	[]書は農村災害対策整備事業のうち農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。
	震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災対策農業水利施設整備	< % > < % >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
	農村地域防災減災事業	農地防災					
	*	(防災ダム)	* * *	80 50 50	13 34 34	7 11 16	注7) に該当するものに適用する。
		(ため池等整備)	80 60 % <%> 50 %	80 80 80 (80) 50 50	11 11 11 <13> 29 29	6 6 6 < 7> 14 14	注8)に該当するものに適用する。 〈 >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
		農地保全整備(農地保全整備)	80	80	11	6	農村地域環境保全整備は、2 4)による。

(都道府県営:その16)

(単位	:	%)	
-----	---	----	--

			·)		地帯	区 分			(単位:%)
予算	区 分				沖	縄		備	考
	· 計 (歳 出)	再	事 業 等	国 厘		県	市町村		•
				ア	1	ゥ	五		
<u>農業生産基盤整</u> <u>備</u> 事業費	農村地域防災減災事業	地	質 保 全 対 策 策 大 下 対 策 (<u> </u>	-				
			(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	*	75	16	9	生産基盤整備(保全管理施設(の)は、注4)に	注10) に係るも による。 のうち水質保全 、公害防止計画 び水質保全施設
			(農村災害対策 整備)	** (**) **	2/3 (80) [75]	19 (19) [19]	10 (1) [6]	び農村保全管理 係るものに適用 []書及び(域等で実施する このうち[]書 用する。	する。)書は中山間地 ものに適用し、
戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助	水	利 施 設 整 備	80 ※	80 80	10 10	4 4		
	特定地域振興生産基 盤整備事業費補助	農	地 整 備						
		l	(経営体育成型)	*	75	12.5	5	営農環境整備	(注15) を除く。
			(畑地帯担い手 育成型)	*	75	12. 5	5		
			(畑地帯担い手 支援)	*	75	12. 5	5		
			(畑地帯総合・ 緊急支援型)	75	75	12. 5	5		
			(畑地帯総合・ 一般型)	75	75	12. 5	5		
		草均	也 畜 産 基 盤 整 備	* *	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整 整備(注15) を腐	備及び利用施設 除く。
6 次産業化等促 進基盤整備事業	6 次産業化等促進基 盤整備事業費	水	利 施 設 整 備	80 ※	80 80	10 10	4 4		
		農	地 整 備						
			(経営体育成型)	*	75	12.5	5	営農環境整備	(注15) を除く。
			(畑地帯担い手 育成型)	*	75	12. 5	5		
			(畑地帯担い手 支援)	*	75	12. 5	5		
			(畑地帯総合・ 緊急支援型)	75	75	12. 5	5		
			(畑地帯総合・ 一般型)	75	75	12. 5	5		

(都道府県営:その16)

(都道府	県営:その1	16)					(単位:%)
•				地帯	区 分		
予 算	区 分	事業等		冲	縄	i	備考
一 般 会	計 (歳 出)	事業等	国届	車 率	県	市町村	
			ア	1	ウ	工	
<u>農地等保全</u> 事業 費	農村地域防災減災事業	水質保全対策地 盤 次 下 財 災					
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	*	75	16	9	農村地域環境保全整備(農業 生産基盤整備(注19)及び農村 保全管理施設(注10)に係るも の)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計画 に基づくもの及び水質保全施設 と併せ行う施設に適用する。
		(農村災害対策 整備)	* (*) *	2/3 (80) [75]	19 (19) [19]	10 (1) [6]	農業生産基盤整備 (注9) 及 び農村保全管理施設 (注10) に 係るものに適用する。 []書及び()書は中山間地 城等で実施するものに適用し、 このうち[]書は甚大地域に適 用する。 農村生活維持施設整備(注15) を除く。
戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助	水利施設整備	80 ※	80 80	10 10	4 4	
	特定地域振興生産基 —	農地整備					
		(経営体育成型)	*	75	12. 5	5	営農環境整備(注15)を除く。
		(畑地帯担い手 育成型)	*	75	12. 5	5	
		(畑地帯担い手 支援)	*	75	12. 5	5	
		(畑地帯総合・ 緊急支援型)	75	75	12. 5	5	
		(畑地帯総合・ 一般型)	75	75	12. 5	5	
		草地畜産基盤整備	* *	2/3 75	17 17	7	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。
6 次産業化等促 進基盤整備事業	6 次産業化等促進基 盤整備事業費	水利施設整備	80 ※	80 80	10 10	4 4	
		農地整備					
		(経営体育成型)	*	75	12.5	5	営農環境整備(注15)を除く。
		(畑地帯担い手 育成型)	*	75	12. 5	5	
		(畑地帯担い手 支援)	*	75	12. 5	5	
		(畑地帯総合・ 緊急支援型)	75	75	12. 5	5	
		(畑地帯総合・ 一般型)	75	75	12. 5	5	

(都道府県営その17) (略)

(都道府県営:その18)

(単位:%)

					地帯	区 分		
予 算	区 分		-t >#/ #=		冲	縄		備考
一般会	会計 (歳出)	-	事 業 等	国匠	車率	県	市町村	
				ア	イ	ウ	工	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	中	山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの
地域自主戦略交付金			(中山間地域総 合整備)	75	75	17	6	のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。
沖縄振興交付金 事業推進費	沖縄振興公共投資交付金		(農地環境整備)	*	75	17	6	
		集	客基盤整備	※ 80	2/3 80	17 10	6 4	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。
		農	業基盤整備促進	* (*) [*]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)
			業水利施設保全合 化事業	<u>**</u>	<u>80</u>	<u>12.5</u>	<u>5</u>	
農業施設災害関連 事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	災	業 用 施 設 等 害 関 連 業 用 施 設 災 関) め 池 災 関 特 別)	60 50	60 50	23 29	11 14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱	毒 対 策					
		農	道 整 備	80	80	10	7	注4) に該当する場合に適用 する。
農業競争力強化 基盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水	利 施 設 整 備	80 ※	80 80	10 10	4 4	
		農	地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
			(経営体育成型)	*	75	12.5	5	E DA SK SELE HE (EL 10) E DA (0
			(畑地帯担い手 育成型)	*	75	12.5	5	
			(畑地帯担い手 支援)	*	75	12.5	5	
			(畑地帯総合・ 緊急支援型)	75	75	12.5	5	
			(畑地帯総合・ 一般型)	75	75	12. 5	5	
		草	地畜産基盤整備	*	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15) を除く。
	農業基盤整備促進事業	農	業基盤整備促進	* (*) [*]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)
	農業水利施設保全合 理化事業		業水利施設保全合 化事業	*	80	12.5	5	
	水利施設整備事業 (農地集積促進型)		利施設整備事業 農地集積促進型)	*	80	12.5	5	
農業生産基盤保 全管理等推進費	農業体質強化基盤整 備促進事業費		業体質強化基盤整 足進	* (*) [*]	80 (80) [80]	12. 5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)
<u>農地集積・集約</u> 化等対策費	農地集積・集約化対 策整備 <mark>交付</mark> 金	農業	地耕作条件改善事	* (*) [*]	80 (80) [80]	12. 5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)

(都道府県営その17) (略)

(都道府県営:その18)

				- 排 本	区分			
予 算	区 分			····	- 4		備	考
	計 (歳 出)	事 業 等		車 率	県	市町村		·
			ア	1	ウ	工		
農山漁村地域整	農山漁村地域整備交	中山間総合整備					th all a see to be able	Mile I To Wall a
備事業費 地域自主戦略交	付金 地域自主戦略交付金	(中山間地域総 合整備)	75	75	17	6	農業生産基盤整のみに適用する。農村生活環境整	注9) 編及び保全管
付金 沖縄振興交付金	沖縄振興公共投資交	(農地環境整備)	*	75	17	6	理等(注15) を除	< .
事業推進費	付金	集落基盤整備	* 80	2/3 80	17 10	6 4	農業生産基盤整 のみに適用する。 集落基盤整備(注9)
		農業基盤整備促進	* (*) [*]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書 業に係るものに適	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	60 50	60 50	23 29	11 14	海岸保全施設等 災害関連緊急地す く。	
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策						
		農 道 整 備	80	80	10	7	注 4)に該当す する。	- る場合に適用
農業競争力強化 基盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水利施設整備	80 ※	80 80	10 10	4 4		
		農 地 整 備					24 th viii 17: this 18: ()	11 1 F \ 2 F \ 2
		(経営体育成型)	*	75	12. 5	5	営農環境整備(王15) を除く。
		(畑地帯担い手 育成型)	*	75	12. 5	5		
		(畑地帯担い手 支援)	*	75	12. 5	5		
		(畑地帯総合・ 緊急支援型)	75	75	12. 5	5		
		(畑地帯総合・ 一般型)	75	75	12. 5	5		
		草地畜産基盤整備	*	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備 整備(注15) を除	
	農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進	* (*) [*]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は に係るものに適用	
	農業水利施設保全合 理化事業	農業水利施設保全合 理化事業	*	80	12.5	5		
	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	*	80	12. 5	5		
農業生産基盤保 全管理等推進費	農業体質強化基盤整 備促進事業費	農業体質強化基盤整 備促進	* (*) [*]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は に係るものに適用	
優良農地確保· 有効利用対策費	農地集積・集約化対 策整備 <u>費補助</u> 金	農地耕作条件改善事業	* (*) [*]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は に係るものに適用	

(都道府県営:その19)

				地帯	区分		
予算	区 分	- W		奄	美		備考
一般会	会計 (歳出)	事業等	国 加	車 率	県	市町村	
			ア	1	ウ	工	
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	70 ※	65 65	20 20	6 6	
		基幹水利施設補修					
	経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備	*	60	25	8	
	圃 場 整 備事 業 費 補 助	担い手育成型	*	60	25	8	
		一 般 型	60	55	25	8	
	諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	土地改良総合整備	* *	60 52	24 24	9 9	
	諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	生物多様性対応基盤 整備促進パイロット	*	60	20	8	農村生活環境基盤整備(注 15) を除く。
		農村環境保全整備推進モデル	*	60	20	8	
		新農業水利システム 保全対策	*	50	25	10	
		畑地かんがい推進モ デルほ場設置	50	2/3	17	6	
	畑地帯総合農地整備事 業 費 補 助	畑地帯総合整備					
		(担い手育成型)	*	2/3	20. 9	5	
		(担い手支援型)	*	2/3	20. 9	5	
		(緊急整備型)	75	2/3	20. 9	5	
		一般型	75 70	2/3 65	20. 9 20	5 6	
		畑地帯開発整備					
		(一般型)(農林地一帯型)	80	2/3	23. 4	4	
		(干 拓)					
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農村総合整備)					農業生産基盤整備に係るも ののみに適用する。注9)
		(地域開発関連整備)	*	55	25	8	

(都道府	県営:その1	19)					(単位:%)
				地帯	区 分		
予 算	区 分	事 業 等		奄	美		備考
一般会	会計 (歳出)	ず 木 守	国属	正 率	県	市町村	
			ア	1	ウ	エ	
農業生産基盤 <mark>保</mark> <u>全管理・</u> 整備事 業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	70 ※	65 65	20 20	6 6	
		基幹水利施設補修					
	経営体育成基盤整備 事 業 費 補 助	経営体育成基盤整備	*	60	25	8	
	圃 場 整 備事 業 費 補 助	担い手育成型	*	60	25	8	
		— 般 型	60	55	25	8	
	諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	土地改良総合整備	* *	60 52	24 24	9 9	
	諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	生物多様性対応基盤 整備促進パイロット	*	60	20	8	農村生活環境基盤整備(注 15)を除く。
		農村環境保全整備推進モデル	*	60	20	8	
		新農業水利システム 保全対策	*	50	25	10	
		畑地かんがい推進モ デルほ場設置	50	<u>66. 6</u>	17	6	
	畑地帯総合農地整備 事 業 費 補 助	畑地帯総合整備					
	7 X X III 9	(担い手育成型)	*	<u>66. 6</u>	20. 9	5	
		(担い手支援型)	*	<u>66. 6</u>	20. 9	5	
		(緊急整備型)	75	<u>66. 6</u>	20. 9	5	
		一般型	75 70	66. 6 65	20. 9 20	5 6	
		畑地帯開発整備					
		(一般型) (農林地一帯型)	80	2/3	23. 4	4	
		(干 拓)					
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るも ののみに適用する。注9)
	字 米 貞 僧 切	(農村総合整備)					いいかに順用する。仕り
		(地域開発関連 整備)	*	55	25	8	

(都道府県営:その20)

(単位:%)

					地帯	区 分		
予 算	区 分	4	1.		奄	美		備考
一般会	会計 (歳出)	事 業 等 -		国 压	車 率	県	市町村	
				ア	イ	ウ	Œ	
農村整備事業費	農村振興総合整備事業費補助	農村	†振興総合整備 	*	52	24	9	農業生産基盤整備に係るも ののみに適用する。注9)
		田屋	整備	*	52	24	9	農業生産基盤整備に係るも ののみに適用する。注9)
	中山間総合整備事業費補助	中日	山間総合整備					農業生産基盤整備に係るも ののみに適用する。注9)
	7 7 7 111 77		(中山間地域総 合整備)	75	70	22	6	農村生活環境整備及び保全 管理等(注15) を除く。
			(農地環境整備)	*	70	22	6	
			(中山間地域総 合農地防災)					
<u>農業生産基盤整</u> 備事業費	農地防災事業費補助	農	地 防 災					
<u>神</u>			(防災ダム)	* * * *	70 2/3 55 50	21. 4 21. 4 34 34	8. 6 12 11 16	注7)に該当するものに適 用する。
			(ため池等整備)	<80> 80 60 <75> <%> 75 60 % 50 % (%)	<70> 70 70 <2/3> <2/3> <2/3> 2/3 2/3 2/3 50 2/3 (70)	<26> 21 17 <24. 4> <24. 4> 22. 4 19 19 29 22. 4 (21)	<pre>< 4> 6 9 < 9> < 9> 7 10 10 14 7 (6)</pre>	注8) に該当するものに適用する。 〈 >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 () 書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
			(湛水防除)					
	農地保全事業費補助		地保全整備地保全整備)					
	農村環境保全対策 事 業 費 補 助	公害 地	質 保 全 対 策 (F)防除特別土地改良 盤 沈 下 対 策 合 農 地 防 災	[%] [%] [%]	[70] [55] [50]	[29] [29] [29]	[1] [14] [14]	[]書は農村災害対策整備 事業のうち農業生産基盤整備 に係るもののみに適用する。 注9)
	震災対策農業水利施設整備事業費補助	震災設生	炎対策農業水利施 整備	< % > < % >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
	農村地域防災減災事	農	地 防 災					
	業		(防災ダム)	* * * *	70 2/3 55 50	21. 4 21. 4 34 34	8. 6 12 11 16	注7)に該当するものに適 用する。
			(ため池等整備)	<80> <80> 80 60 <75> <%> 75 60 % 50 %	<70> <2/3> 70 70 <2/3> <2/3> <2/3> <2/3> <2/3 2/3 2/3 50 55	<26><29,4><21,17 24,4 <24,4><22,4 19</19 19 29 29	< 4> < 4> 6 9 < 9> < 7 10 10 14 14	注8) に該当するものに適用する。 〈 >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。

(都道府県営:その20)

					地 帯	区 分		
予 算	区 分	事	: 業 等		奄	美		備考
一般会	計 (歳 出)	争	来 寺	国 届	車 率	県	市町村	
				ア	イ	ウ	工	
農村整備事業費	農村振興総合整備事業費補助	農村	振興総合整備	*	52	24	9	農業生産基盤整備に係るも ののみに適用する。注9)
		田園	整備	*	52	24	9	農業生産基盤整備に係るも ののみに適用する。注9)
	中山間総合整備事業費補助	中山	日間総合整備					農業生産基盤整備に係るも ののみに適用する。注9)
	尹 朱 賃 悃 切		(中山間地域総 合整備)	75	70	22	6	農村生活環境整備及び保全 管理等(注15) を除く。
			(農地環境整備)	*	70	22	6	
			(中山間地域総 合農地防災)					
<u>農地等保全</u> 事業 費	農地防災事業費補助	農	地 防 災					
я			(防災ダム)	* * * *	70 2/3 55 50	21. 4 21. 4 34 34	8.6 12 11 16	注7)に該当するものに適用する。
			(ため池等整備)	<80> 80 60 <75> <%> 75 60 % 50 % (※)	<70> 70 70 <2/3> <2/3> <2/3> 2/3 2/3 2/3 50 2/3 (70)	<26> 21 17 <24.4> <24.4> 22.4 19 19 29 22.4 (21)	< 4> 6 9 < 9> < 9> 7 10 10 14 7 (6)	注8)に該当するものに適用する。 用する。 〈 >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に 係るものに適用する。 ()書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
			(湛水防除)					
	農地保全事業費補助		地保全整備地保全整備)					
	農村環境保全対策 事 業 費 補 助	公害 地	質保全対策防除特別土地改良 就下对策 份 農地防災	[%] [%] [%]	[70] [55] [50]	[29] [29] [29]	[1] [14] [14]	[]書は農村災害対策整備 事業のうち農業生産基盤整備 に係るもののみに適用する。 注9)
	震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災設整	対策農業水利施備	< % > < % >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
	農村地域防災減災事	農	地 防 災					
	業		(防災ダム)	* * * *	70 2/3 55 50	21. 4 21. 4 34 34	8. 6 12 11 16	注7)に該当するものに適用する。
			(ため池等整備)	<80> <80> 80 60 <75> <%>> 75 60 % \$	<70> <2/3> 70 70 <2/3> 2/3 <2/3> 2/3 2/3 2/3 50 55	<26> <29. 4> 21 17 <24. 4> <24. 4> <22. 4 19 19 29 29	< 4> < 4> < 4> 6 9 < 9> < 9> < 7 10 10 14 14	注8)に該当するものに通用する。 〈 >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。

(都道府県営:その21)

(単位:%)

					地帯	区分		
予 算	区 分				奄	美		備考
一 般 会	計 (歳 出)		事 業 等	国	庫率	県	市町村	
				ア	イ	ウ	五	
<u>農業生産基盤整</u> <u>備</u> 事業費	農村地域防災減災事 業	地	質保全対策盤沈下対策合農地防災					
			(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	*	2/3	21. 4	12	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。
			(農村災害対策 整備)	<*>> ** ** **	<2/3> 70 55 50	<29> 29 29 29 29	<4. 4> 1 14 14	〈〉書は南海トラフ地震に係る 地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される 避難施整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注10)に 係るものに登理申載の(注15) を除く。
戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助	水	利 施 設 整 備	70 ※	65 65	20 20	6 6	
湘 尹 未 貞		農	地 整 備					
	特定地域振興生産基 盤整備事業費補助		(経営体育成型)	*	60	25	8	営農環境整備(注15)を除く。
			(畑地帯担い手 育成型)	*	2/3	20.9	5	
			(畑地帯担い手 支援型)	*	2/3	20.9	5	
			(畑地帯総合整備・緊急整備型)	75	2/3	20.9	5	
			(畑地帯総合整 備・一般型)	75 70	2/3 65	20.9 20	5 6	
		草	地畜産基盤整備	* *	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15) を除く。
6 次産業化等促 進基盤整備事業 費	6 次産業化等促進基 盤整備事業費補助	水	利 施 設 整 備	70 ※	65 65	20 20	6 6	
	特定地域振興生産基 盤整備事業費補助	農	地 整 備					
			(経営体育成型)	*	60	25	8	営農環境整備(注15)を除く。
			(畑地帯担い手育成型)	*	2/3	20.9	5	
			(畑地帯担い手 支援型)	*	2/3	20.9	5	
			(畑地帯総合整 備・緊急整備型)	75	2/3	20.9	5	
			(畑地帯総合整 備・一般型)	75 70	2/3 65	20. 9 20	5 6	
農山漁村地域整 備事業費 地城自主戦略交 付金	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	経	営体育成基盤整備	<%> (%) (%) [%] [%]	<60> (65) (2/3) [2/3] [70]	<25> (20) (20, 9) [17] [17]	<8> (6) (5) [7] [7]	〈 〉書は一般型、面的集積型、 農業生産法人等育成型に適用する。 ()書は水利施設整備型、畑 地帯担い手育成型、畑地帯担い 手支援型に適用する。 []書は音産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用 する。

(都道府県営:その21)

(中り江戸カリ)	長宮: その2	1	,					(単位: %)
					地帯	区 分		
予 算	区 分		事業等		奄	美		備考
一 般 会	計 (歳 出)		事 業 等	国	庫率	県	市町村	
				ア	1	ウ	五	
<u>農地等保全</u> 事業 費	農村地域防災減災事 業	地	質保全対策盤次下対策					
			(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	*	2/3	21. 4	12	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。
			(農村災害対策 整備)	<*>> ** ** **	<2/3> 70 55 50	<29> 29 29 29 29	<4. 4> 1 14 14	〈 > 書は南海トラフ地震に係る 地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される 避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備 (注9)及 び農村保全管理施設 (注10)に 係るものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15) を除く。
戸別所得補償実 施円滑化基盤整	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費	水	利 施 設 整 備	70 ※	65 65	20 20	6 6	
備事業費	補助	農	地 整 備					
	特定地域振興生産基 盤整備事業費補助		(経営体育成型)	*	60	25	8	営農環境整備(注15)を除く。
			(畑地帯担い手 育成型)	*	<u>66. 6</u>	20.9	5	
			(畑地帯担い手 支援型)	*	<u>66. 6</u>	20.9	5	
			(畑地帯総合整 備・緊急整備型)	75	<u>66. 6</u>	20. 9	5	
			(畑地帯総合整 備・一般型)	75 70	66. 6 65	20. 9 20	5 6	
		草	地畜産基盤整備	* *	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。
6次産業化等促 進基盤整備事業 費	6 次産業化等促進基 盤整備事業費補助	水	利 施 設 整 備	70 ※	65 65	20 20	6 6	
	特定地域振興生産基 盤整備事業費補助	農	地 整 備					
			(経営体育成型)	*	60	25	8	営農環境整備(注15)を除く。
			(畑地帯担い手 育成型)	*	<u>66. 6</u>	20. 9	5	
			(畑地帯担い手 支援型)	*	<u>66. 6</u>	20. 9	5	
			(畑地帯総合整 備・緊急整備型)	75	<u>66. 6</u>	20.9	5	
			(畑地帯総合整 備・一般型)	75 70	66. 6 65	20. 9 20	5 6	
農山漁村地域整 備事業費 地域自主戦略交 付金	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	経	営体育成基盤整備	<%> (%) (%) (%) [%]	<60> (65) (66.6) [2/3] [70]	<25> (20) (20, 9) [17] [17]	<8> (6) (5) [7] [7]	〈 〉書は一般型、面的集積型、 農業生産法人等育成型に適用する。 ()書は水利施設整備型、畑 地帯担い手で、 手支援型に適用する。 []書は畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。

(都道府県営:その22)

(単位:%)

	県営:その	2	2)					(単位:%)
					地 帯	区 分		
予 算	区 分		事業等		奄	美		備考
一般:	会計 (歳出)		* * T	国质	車率	県	市町村	
				ア	1	ウ	五	
農山漁村地域整 備事業費	農山漁村地域整備交付金	農	地 整 備					
地域自主戦略交	地域自主戦略交付		(経営体育成型)	*	60	25	8	営農環境整備、地域水田農業再 生緊急整備のうち営農用水及び農
付金	金		(畑地帯担い手 育成型)	*	2/3	20.9	5	業集落環境管理施設整備、耕作放 棄地解消・発生防止基盤整備のう ち農村生活環境基盤整備(注15)
			(畑地帯担い手 支援型)	*	2/3	20.9	5	を除く。
			(畑地帯総合整 備・緊急整備型)	75	2/3	20.9	5	
			(畑地帯総合整 備・一般型)	75 70	2/3 65	20. 9 20	5 6	
		草	地畜産基盤整備	**	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整 備(注15) を除く。
		水	利施設整備事業	70 ※	65 65	20 20	6 6	
		農	地 防 災					
			(防災ダム)	* * * *	70 2/3 55 50	21. 4 21. 4 34 34	8. 6 12 11 16	注7)に該当するものに適用する。
			(ため池等整備)	<80> 80 60 <75> <%> 75 60 % 50 % (%) %	<70> 70 70 70 <2/3> <2/3> <2/3 2/3 2/3 2/3 50 2/3 (70) 50	<26> 21 17 <24. 4> <24. 4> 22. 4 19 19 29 22. 4 (21) 29	<pre>< 4> 6 9 < 9> < 9> 7 10 10 14 7 (6) 14</pre>	注8) に該当するものに適用する。 〈 >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
		地	質保全対策盤次下対策					
			(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	*	2/3	21. 4	12	農村地域環境保全整備(農業生産 基盤整備(注9)及び農村保全管 理施設(注10)に係るもの)は、 注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施 設に係るもの、公書防止計画に基 づくもの及び水質保全施設と併せ 行う施設に適用する。
			(農村災害対策 整備)	<*> * * *	<2/3> 70 55 50	<29> 29 29 29 29	<4. 4> 1 14 14	〈>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。
		中	山間総合整備					農業生産基盤整備に係るものの
			(中山間地域総合整備)	75	70	22	6	みに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管理 等(注15) を除く。
			(農地環境整備)	*	70	22	6	
		集	落基盤整備	% 70	52 65	24 20	9 6	農業生産基盤整備に係るものの みに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。

(都道府県営:その22) (単位:%) 地 帯 区 分 算 区 分 備 事 業 等 国 庫 率 県 市町村 1 農山漁村地域整 備事業費 農山漁村地域整備 農 地 整 備 (経営体育成型) 60 25 営農環境整備、地域水田農業再 主緊急整備のうち営農用水及び農 * 地域自主戦略交 地域自主戦略交付 (畑地帯担い手 * <u>66. 6</u> 20.9 業集落環境管理施設整備、耕作放 育成型) 棄地解消・発生防止基盤整備のう ち農村生活環境基盤整備(注15) を除く。 (畑地帯担い手 支援型) * <u>66. 6</u> 20.9 (畑地帯総合整 備・緊急整備型) 75 <u>66. 6</u> 20.9 66. 6 65 20. 9 20 (畑地帯総合整 75 70 備・一般型) 雑用水施設整備及び利用施設整 備(注15)を除く。 草地畜産基盤整備 * * 2/3 70 17 17 70 ※ 65 65 20 20 水利施設整備事業 農地防災 70 2/3 55 (防災ダム) 21. 4 21. 4 8.6 12 注7) に該当するものに適用す 50 34 (ため池等整備) <70> 70 <80> (26) 注8) に該当するものに適用す 。 〈 >書は農村保全管理施設のう ち河川工作物応急対策に係るもの 70 <2/3> <75> (24.4) <2/3>
2/3
2/3 <24.4> 22. 4 19 75 60 2/3 50 19 29 2/3 (70) 50 **※** (**※**) 7 (6) (21) 29 14 水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災 (水質保全対策) (地盤沈下対策) 農村地域環境保全整備(農業生産 基盤整備(注9)及び農村保全管 理施設(注10)に係るもの)は、 2/3 21.4 12 * (総合農地防災) 注4) による 水質保全対策のうち水質保全施 設に係るもの、公害防止計画に基 づくもの及び水質保全施設と併せ 行う施設に適用する。 <29> 〈 >書は南海トラフ地震に係る地 震防災対策の推進に関する特別措 置法に基づいて実施される避難施 設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び 70 55 50 整備) 29 農村保全管理施設 (注10) に係る ものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15) を除く。 中山間総合整備 農業生産基盤整備に係るものの

(中山間地域総

合整備)

集落基盤整備

(農地環境整備)

75

*

※ 70

70

70

52 65

22

22

24 20

みに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管理

農業生産基盤整備に係るものの

たに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。

等(注15)を除く。

(都道府県営:その23)

(単位:%)

				地帯	区 分		
予算	区 分	事業等		奄	美		備考
一般会	計 (歳 出)	ず 未 ず	国 ፲	車 率	県	市町村	
			ア	1	ウ	工	
農山漁村地域整 備事業費	農山漁村地域整備交付金	農業基盤整備促進	* (*) [*]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
地域自主戦略交付金	地域自主戦略交付金	農業水利施設保全合理化事業	<u>**</u>	<u>65</u>	<u>25</u>	<u>8</u>	
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及 び災害関連緊急地すべり対策 を除く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策					
		農 道 整 備	70 65	65 55	20 27. 5	11 13	注 4)に該当する場合に適 用する。
農業競争力強化 基盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水 利 施 設 整 備	70 ※	65 65	20 20	6 6	
		農地整備					
		(経営体育成型)	*	60	25	8	営農環境整備(注15)を除く。
		(畑地帯担い手 育成型)	*	2/3	20. 9	5	
		(畑地帯担い手 支援型)	*	2/3	20. 9	5	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	75	2/3	20. 9	5	
		(畑地帯総合整 備・一般型)	75 70	2/3 65	20. 9 20	5 6	
		草地畜産基盤整備	* *	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15) を除く。
	農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進	* (*) [*]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
	農業水利施設保全合 理化事業	農業水利施設保全合 理化事業	*	65	25	8	
	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	*	65	25	8	
農業生産基盤保 全管理等推進費	農業体質強化基盤整 備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進	* (*) [*]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
<u>農地集積・集約</u> 化等対策費	農地集積・集約化対 策整備 <mark>交付</mark> 金	農地耕作条件改善事業	* (*) [*]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)

(都道府県営:その23)

				地 帯	区 分		
予 算	区 分	wher Alle Arte		奄	美		備考
一般多	会計 (歳 出)	事業等	国属	正 率	県	市町村	
			ア	1	ウ	エ	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農業基盤整備促進	* (*) [*]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
地域自主戦略交付金	地域自主戦略交付金	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及 び災害関連緊急地すべり対策 を除く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策					
		農 道 整 備	70 65	65 55	20 27. 5	11 13	注4)に該当する場合に適 用する。
農業競争力強化 基盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水利施設整備	70 ※	65 65	20 20	6 6	
		農地整備					
		(経営体育成型)	*	60	25	8	営農環境整備(注15)を除く。
		(畑地帯担い手 育成型)	*	<u>66. 6</u>	20. 9	5	
		(畑地帯担い手 支援型)	*	<u>66. 6</u>	20. 9	5	
		(畑地帯総合整 備・緊急整備型)	75	<u>66. 6</u>	20.9	5	
		(畑地帯総合整 備・一般型)	75 70	66. 6 65	20. 9 20	5 6	
		草地畜産基盤整備	* *	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15) を除く。
	農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進	* (*) [*]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
	農業水利施設保全合 理化事業	農業水利施設保全合 理化事業	*	65	25	8	
	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	*	65	25	8	
農業生産基盤保 全管理等推進費	農業体質強化基盤整 備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進	* (*) [*]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
優良農地確保· 有効利用対策費	農地集積・集約化対 策整備 <u>費補助</u> 金	農地耕作条件改善事業	* (*) [*]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)

(都道府県営:その24)

(単位:%)

		24)		地帯	区分		(年位./6)
予 算	区 分			離	島		. 備 考
一 般 会	計 (歳 出)	事 業 等	国垣	車 率	都県	市町村	
			ア	1	ウ	工	
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	55 < ※ > ※	50 <50> 55	27. 5 <27. 5> 27. 5	9 <10> 9	〈 〉書は、かんがい排水の農業用水再編対策(地域用水機能増進型)に適用する。但しダム、 頭首工等の基幹的施設は除く。
		基幹水利施設補修					
		基幹 水利 施設ストックマネジメント	*	50	25	10	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知)第2の2のうち都道府県営土地改良事業として実施するもののみに適用する。
	経営体育成基盤整備 事 業 費 補 助	経営体育成基盤整備	*	55	25	10	
	圃 場 整 備 事 業 費 補 助	担い手育成型	*	55	25	10	
		一 般 型	※ 50	55 50	25 25	10 10	
	諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	土地改良総合整備	**	55 50	25 25	10 10	
	諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	水田農業振興緊急整 備	*	50	25	10	
		生物多様性対応基盤 整備促進パイロット	*	55	22. 5	9	農村生活環境基盤整備(注15) を除く。
		農村環境保全整備推進モデル	*	55	22. 5	9	
		新農業水利システム 保全対策	*	50	25	10	
		畑地かんがい推進モ デルほ場設置	50	50	25	10	
	畑地帯総合農地整備 事 業 費 補 助	畑地帯総合整備					
	7 X X III 37	(担い手育成型)	*	52	25. 5	9	
		(担い手支援型)	*	52	25. 5	9	
		(緊急整備型)	55	52	25. 5	9	
		(一般型)	55	52	25. 5	9	
		畑地帯開発整備					
		(一 体 型) (農林地一体型)	70 65	55 50	30 32. 5	6 7	
		(干 拓)					
農村整備事業費	農村総合整備	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るもの
	事業費補助	(農村総合整備)	50	50	25	10	のみに適用する。注9)
		(地域開発関連 整備)	*	50	25	10	

(都道府県営:その24)

1	114	14	0/	1

				地帯	区分		
予 算	区 分	-the 3H6 646		離	島		備考
一般会	会計 (歳出)	事 業 等	国质	車 率	都県	市町村	
			ア	1	ウ	工	
農業生産基盤 <mark>保</mark> 全管理・ 業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	55 < ※ > ※	50 <50> 55	27. 5 <27. 5> 27. 5	9 <10> 9	〈 〉書は、かんがい排水の農業用水再編対策(地域用水機能増進型)に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。
		基幹水利施設補修					
		基幹水利施設ストックマネジメント	*	50	25	10	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知)第2の2のうち都道府県営土地改良事業として実施するもののみに適用する。
	経営体育成基盤整備 事業費補助	経営体育成基盤整備	*	55	25	10	
	圃 場 整 備事 業 費 補 助	担い手育成型	*	55	25	10	
		一 般 型	※ 50	55 50	25 25	10 10	
	諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	土地改良総合整備	* *	55 50	25 25	10 10	
	諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	水田農業振興緊急整備	*	50	25	10	
		生物多様性対応基盤 整備促進パイロット	*	55	22. 5	9	農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
		農村環境保全整備推進モデル	*	55	22. 5	9	
		新農業水利システム 保全対策	*	50	25	10	
		畑地かんがい推進モ デルほ場設置	50	50	25	10	
	畑地帯総合農地整備事 業 費 補 助	畑地帯総合整備					
		(担い手育成型)	*	52	25. 5	9	
		(担い手支援型)	*	52	25. 5	9	
		(緊急整備型)	55	52	25. 5	9	
		(一般型)	55	52	25.5	9	
		畑地帯開発整備					
		(一 体 型) (農林地一体型)	70 65	55 50	30 32. 5	6 7	
		(干 拓)					
農村整備事業費	農村総合整備	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るもの
	事業費補助	(農村総合整備)	50	50	25	10	のみに適用する。注9)
		(地域開発関連 整備)	*	50	25	10	
L	ı			I.			

(都道府県営:その25)

(単位:%)

					地帯	区分		
予 算	区 分				離	島		備考
'	会計(歳出)	퉥	事 業 等	- F	[率	都県	市町村	··· 3
JUX 2	с pi (му ш)					1	工	
oths I I also take the vite atte	db 1.1 le db 40 A dd 40		Lie man on A de Ma	ア	1	ウ	- 14	otto Allo el mino dalo der otto e dalo e della e della e
農村整備事業費	農村振興総合整備事業費補助	農村	寸振 興総 合整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。注9)
		田園	國整備 (*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
	中山間総合整備事業費補助	中	山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
	尹 未 其 佃 切		(中山間地域総 合整備)	<2/3> 65 <55>	<50> 60 <50>	<33.3> 30 <27.5>	<6> 7 <8>	る。任9万 〈 〉書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15) を除く。
			(農地環境整備)	*	60	30	7	
			(中山間地域総 合農地防災)	*	60	31	9	
農業生産基盤整	農地防災事業費補助	農	地 防 災					
<u>備</u> 事業費			(防災ダム)	65 60 ※ 50 ※	55 52 50 50 55	36 34 34 32 34	9 14 16 18 11	注7)に該当するものに適用する。
			(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <%> 60 % 50 % (%)	<55> 55 55 55 55 52 52 52 50 52 60 (55)	<36> 30 28 <34> 31 28 29 31 31 (30)	<pre>< 9> 10 12 <14> <14> 11 14 14 11 9 (10)</pre>	注8)に該当するものに適用する。 〈 〉書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 () 書は地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
			(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18	
	農地保全事業費補助		地保全整備地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。
	農村環境保全対策 事業費補助	公津 地	質保全対策 「防除特別土地改良盤沈下対策 会農地防災	2/3 65 55 50 (%) [%]	55 55 50 50 (50) [60] [50]	41 41 34 32 (35) [29] [29]	4 4 16 18 (10) [11] [14]	() 書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。 []書は農村災害対策整備事業のうち農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。注9)
	震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災設生	炎対策農業水利施 整備	< % > < % >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
	農村地域防災減災事業	農	地防災	65 60 ※ ※	60 60 60 55	36 34 34 34 34	4 6 6 11	注7)に該当するものに適用する。

(都道府県営:その25)

	県営:その2	_ `	, ,						(単位:%)
					地帯	区 分			
予 算	区 分	再	事 業 等		離	島		備	考
一般多	計 (歳 出)				車 率	都県	市町村		
農村整備事業費	農村振興総合整備	農村	対振興総合整備	ア <u>*</u>	7	ウ	10		整備に係るもの
	事業費補助	m 19	園整備	**	50	25	10	のみに適用する。	と備に係るもの
		шв	B) TE VIII	*	50	25	10	成業主産基盤のみに適用する。	
	中山間総合整備事業費補助	中	山間総合整備					農業生産基盤型のみに適用する。	整備に係るもの 注9)
			(中山間地域総 合整備)	<2/3> 65 <55>	<50> 60 <50>	<33. 3> 30 <27. 5>	<6> 7 <8>	< >書は従前の 適用する。 農村生活環境型 理等(注15)を除	整備及び保全管
			(農地環境整備)	*	60	30	7		
			(中山間地域総 合農地防災)	*	60	31	9		
農地等保全事業	農地防災事業費補助	農	地 防 災						
я.			(防災ダム)	65 60 ※ 50 ※	55 52 50 50 55	36 34 34 32 34	9 14 16 18 11	注7)に該当っ する。	けるものに適用
			(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <%> 60 % 50	<55> 55 55 <52> <52> 52 52 50 52 60 (55)	<36> 30 28 <34> <34> 31 28 29 31 31 (30)	< 9> 10 12 <14> <14> 11 14 14 11 9 (10)	注8)に該当ってる。 〈 〉書は農村はうち河川工作物がある。 ()書は地域情報がある。 ()書は地域備のうち大規模に	R全管理施設の な急対策に係る なため池総合整
			(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18		
	農地保全事業費補助		地 保 全 整 備 地 保 全 整 備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を 農村地域環境(4)による。	と除く。 呆全整備は、注
	農村環境保全対策 事業費補助	公害 地	質保全対策 家防除特別土地改良 盤沈下下対策 と 農地防災	2/3 65 55 50 (**) [**]	55 55 50 50 (50) [60] [50]	41 41 34 32 (35) [29] [29]	4 4 16 18 (10) [11] [14]	()書は特別 等特別対策に適月 []書は農村5 業のうち農業生涯 るもののみに適月	災害対策整備事 崔基盤整備に係
	震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災設惠	炎対策農業水利施 整備	<%> <%>	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>		
	農村地域防災減災事業	農	地防災ダム)	65 60 ** **	60 60 60 55	36 34 34 34 34	4 6 6 11	注7) に該当っ する。	↑るものに適用

(都道府県営:その26)

(単位:%)

	県宮:その:	/					(単位:%)
				地帯	区 分		
予 算	区 分	事 業 等		離	島		備考
一般会	計 (歳 出)	ず 未 ず	国屋	軍 率	都県	市町村	
			ア	イ	ウ	ı	
農業生産基盤整	農村地域防災減災事	農地防災					
<u>備</u> 事業費	業	(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <%> 60 <% % %	<55> 60 60 <55> <55> 60 60	<36> 30 28 <34> <34> 31 28	< 9> 10 12 <11> <11> <11> 9 12	注8) に該当するものに適用する。 く >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
		(湛水防除)	60 55 50	55 55 55	37 37 32	8 8 13	
		農地保全整備(農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	農村地域環境保全整備は、注 4)による。
		水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災 公害防除特別土地改良					
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災) (公害防除特別 土地改良)	2/3 65 55 50 55 50 (※)	55 55 50 50 55 55 (55)	41 41 34 32 34 32 (35)	4 4 16 18 11 13 (5)	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に頭用する。 ()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。
		(農村災害対策 整備)	<*> * * (*)	<2/3> [60] 50 (60)	<29> [29] 29 (31)	<4. 4> [11] 14 (9)	〈〉書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。等は中山間地域等で実施するものに適用。[]書は甚大地域に適用する。農村生活維持施設整備(注15)を除く。
戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助	水利施設整備	55 <*/>* * [*]	50 <50> 55 [50]	27. 5 <27. 5> 27. 5 [25]	9 <10> 9 [10]	〈 >書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 に適用する。
		農地整備					沿車運体動性(ストュฅ) ょ ルヘ ゥ
		(経営体育成型)	*	55	25	10	営農環境整備(注15)を除く。
		(畑地帯担い手育 成型)	*	52	25. 5	9	
		(畑地帯担い手支 援型)	*	52	25. 5	9	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	55	52	25. 5	9	
		(畑地帯総合整備 ・一般型)	55	52	25. 5	9	
		草地畜産基盤整備	*	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15) を除く。
6次産業化等促 進基盤整備事業 費	6 次産業化等促進基 盤整備事業費補助 特定地域振興生産基	水利施設整備	55 <*> * [*]	50 <50> 55 [50]	27. 5 <27. 5> 27. 5 [25]	9 <10> 9 [10]	< >書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。[]書は基幹水利施設保全型
	特定地域振興生産基盤整備事業費補助		[*]	[50]	[25]	[10]	[]書は基幹水利施設保全数に適用する。

(都道府県営:その26)

				地帯	区 分		
予 算	区 分	事 業 等		雕	島		備考
一般会	計 (歳 出)	* * *	国屋	軍 率	都県	市町村	
			ア	イ	ウ	工	
農地等保全事業	農村地域防災減災事	農地防災					
費	莱	(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <%> 60 <% % % %	<55> 60 60 <55> <55> 60 60	<36> 30 28 <34> <34> 31 28	<pre>< 9> 10 12 <11> <11> <11> <11</pre> 9 12	注8)に該当するものに適用する。 く >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。
		(湛水防除)	60 55 50	55 55 55	37 37 32	8 8 13	
		農地保全整備(農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	農村地域環境保全整備は、注 4)による。
		水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災 公害防除特別土地改良					
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災) (公害防除特別 土地改良)	2/3 65 55 50 55 50 (※)	55 55 50 50 55 55 (55)	41 41 34 32 34 32 (35)	4 4 16 18 11 13 (5)	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。
		(農村災害対策 整備)	<*> * * (*)	<2/3> [60] 50 (60)	<29> [29] 29 (31)	<4. 4> [11] 14 (9)	〈〉書は南海トラブ地震に係る地震防災対策の推進に関する 特別措置法と基づいて実施される避難施設整備に通用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に 係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用。[]書は甚大地域に適用する。 撮大生活維持施設整備(注15)を除く。
戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助	水利施設整備	55 <*/>* * [*]	50 <50> 55 [50]	27. 5 <27. 5> 27. 5 [25]	9 <10> 9 [10]	〈 〉書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 に適用する。
		農地整備					21.70
		(経営体育成型)	*	55	25	10	営農環境整備(注15)を除く。
		(畑地帯担い手育 成型)	*	52	25. 5	9	
		(畑地帯担い手支 援型)	*	52	25. 5	9	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	55	52	25. 5	9	
		(畑地帯総合整備 ・一般型)	55	52	25. 5	9	
		草地畜産基盤整備	* *	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15) を除く。
6 次産業化等促 進基盤整備事業 費	6次産業化等促進基 盤整備事業費補助 特定地域振興生産基 盤整備事業費補助	水利施設整備	55 <*> * [*]	50 <50> 55 [50]	27. 5 <27. 5> 27. 5 [25]	9 <10> 9 [10]	〈 >書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 に適用する。

(都道府県営:その27)

					地 帯	区 分		
予算	区 分		ir ARA ArA		離	島		備考
一般会	計 (歳 出)	튁	事 業 等	国屋	正 率	都県	市町村	
				ア	イ	ウ	工	
6次産業化等促	6次産業化等促進基	農	地 整 備					
進基盤整備事業費	盤整備事業費補助		(経営体育成型)	*	55	25	10	営農環境整備(注15)を除く。
	特定地域振興生産基 盤整備事業費補助		(畑地帯担い手 育成型)	*	52	25. 5	9	
			(畑地帯担い手 支援型)	*	52	25. 5	9	
			(畑地帯総合整 備・緊急整備型)	55	52	25. 5	9	
			(畑地帯総合整 備・一般型)	55	52	25. 5	9	
農山漁村地域整 備事業費	農山漁村地域整備交 付金	経営	首体育成基盤整備	< % > (55)	<55> (50)	<25> (27. 5)	<10> (9)	< >書は一般型、面的集積型、 農業生産法人等育成型に適用す
地域自主戦略交 付金	地域自主戦略交付金			(%) (%) [%]	(55) (52) [55] [60]	(27. 5) (25. 5) [25] [25]	(9) (9) [10] [10]	る。 ()書は排水対策型、水利施 設整備型、畑地帯担い手育成型、 畑地帯担い手支援型に適用す
								る。 []書は畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。
		農	地 整 備					
			(経営体育成型)	*	55	25	10	営農環境整備、地域水田農業
			(畑地帯担い手 育成型)	* *	52 <u>55</u>	25. 5 25. 5	9 <u>9</u>	再生緊急整備のうち営農用水及 び農業集落環境管理施設整備、 耕作放棄地解消・発生防止基盤
			(畑地帯担い手 支援型)	*	52	25. 5	9	整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
			(畑地帯総合整 備・緊急整備型)	55	52	25. 5	9	
			(畑地帯総合整 備・一般型)	55	52	25. 5	9	
		草垻	也畜産基盤整備	* *	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
		水	利施 設整備	55 <*/>* * [*]	50 <50> 55 [50]	27. 5 <27. 5> 27. 5 [25]	9 <10> 9 [10]	〈 〉書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 に適用する。
		農	地 防 災					
			(防災ダム)	65 60 * 50 *	55 52 50 50 55	36 34 34 32 34	9 14 16 18 11	注7)に該当するものに適用する。
			(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <%> 60 % 50	<55> 55 55 <52> <52> 52 52 50 52 60 (55) 50	<36> 30 28 <34> <34> 31 28 29 31 31 (30) 29	< 9> 10 12 <14> <14> 11 14 14 11 9 (10) 14	注8) に該当するものに適用する。 〈 >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。

(都道府	県営:その2	2 7	7)					(単位:%)
					地帯	区 分		
予 算	区 分				雕	島		備考
一般会	会計 (歳出)	甲	業 等	国庫	車 率	都県	市町村	
				ア	1	ウ	工	
6 次産業化等促	6次産業化等促進基	農	地 整 備					
進基盤整備事業 費	盤整備事業費補助		(経営体育成型)	*	55	25	10	営農環境整備(注15)を除く。
	特定地域振興生産基盤整備事業費補助		(畑地帯担い手 育成型)	*	52	25. 5	9	
			(畑地帯担い手 支援型)	*	52	25. 5	9	
			(畑地帯総合整 備・緊急整備型)	55	52	25. 5	9	
			(畑地帯総合整 備・一般型)	55	52	25. 5	9	
農山漁村地域整 備事業費 地域自主戦略交 付金	事業費 付金 或自主戦略交 地域自主戦略交付金	経営	各体育成基盤整備	<%> (55) (%) (%) [%] [%]	<55> (50) (55) (52) [55] [60]	(25) (27. 5) (27. 5) (25. 5) (25. 5) [25] [25]	<10> (9) (9) (9) [10] [10]	〈 >書は一般型、面的集積型、 農業生産法人等育成型に適用する。 ()書は排水対策型、水利施 設整備型、畑地帯担い手育成型、 畑地帯担い手支援型に適用する。 []書は畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用 する。
		農	地 整 備					
			(経営体育成型)	*	55	25	10	営農環境整備、地域水田農業
			(畑地帯担い手 育成型)	*	52	25. 5	9	再生緊急整備のうち営農用水及 び農業集落環境管理施設整備、 耕作放棄地解消・発生防止基盤 整備のあた典社は近過度其影響
			(畑地帯担い手 支援型)	*	52	25. 5	9	整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
			(畑地帯総合整 備・緊急整備型)	55	52	25. 5	9	
			(畑地帯総合整 備・一般型)	55	52	25. 5	9	
		草力	也畜産基盤整備	* *	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。
		水	利 施 設 整 備	55 <*> * [*]	50 <50> 55 [50]	27. 5 <27. 5> 27. 5 [25]	9 <10> 9 [10]	〈 〉書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 に適用する。
		農	地 防 災					
		· 展	(防災ダム)	65 60 * 50 *	55 52 50 50 55	36 34 34 32 34	9 14 16 18 11	注7) に該当するものに適用する。
			(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <%> 60	<55> 55 55 <52> <52> 52 52 50 52 60 (55) 50	<36> 30 28 <34> <34> 31 28 29 31 31 (30) 29	< 9> 10 12 <14> <14> 11 14 14 11 9 (10) 14	注8) に該当するものに適用する。 〈 〉書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。

(都道府県営:その28)

				地帯	区 分		
予 算	区 分	事業等		離	島		備 考
一般会	計 (歳 出)	, ,,,	国质	車率	都県	市町村	
			ア	イ	ウ	工	
農山漁村地域整 備事業費	農山漁村地域整備交 付金	農地防災					
地域自主戦略交 付金	地域自主戦略交付金	(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18	
		農地保全整備(農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。
		水 質 保 全 対 策地 整 沈 下 対 策 総 農 地 防 災					
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	2/3 65 55 50 (※)	55 55 50 50 (50)	41 41 34 32 (35)	4 4 16 18 (10)	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。
		(農村災害対策整備)	<*> * * (*)	<2/3> 60 50 (60)	<29> 29 29 (31)	<4. 4> 11 14 (9)	〈〉書は南海トラフ地震に係る 地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される 避難施整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注10)に 係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施 するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15) を除く。
		中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの
		(中山間地域総 合整備)	65	60	30	7	のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。
		(農地環境整備)	*	60	30	7	
		集落基盤整備	<u>*</u> 55	50 50	25 27. 5	10 9	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。
		農業基盤整備促進	* (*) [*]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 (注16)
		農業水利施設保全合 理化事業	<u>**</u>	<u>55</u>	<u>25</u>	<u>10</u>	
農業施設災害関連 事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策	65 50	50 50	41 32	9 18	
		農 道 整 備	55 50 45	50 50 45	27. 5 25 27. 5	16 18 20	注4) に該当する場合に適用する。
農業競争力強化 基盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水利施設整備	55 <%> % [%]	50 <50> 55 [50]	27. 5 <27. 5> 27. 5 [25]	9 <10> 9 [10]	〈 〉書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭音工 等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 に適用する。
		農地整備					
		(経営体育成型)	*	55	25	10	営農環境整備(注15) を除く。

(都道府	(単位:%)							
				地 帯	区分			
予 算	区 分			雕	島		備考	
一般会計(歳出)		事業等	国 届	正 率	都県	市町村		
			ア	1	ウ	工		
農山漁村地域整	農山漁村地域整備交	農地防災						
備事業費 地域自主戦略交 付金	付金 地域自主戦略交付金	(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18		
		農地保全整備(農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。	
		水 質 保 全 対 策地 盤 沈 下 対 策総 合 農 地 防 災						
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	2/3 65 55 50 (※)	55 55 50 50 (50)	41 41 34 32 (35)	4 4 16 18 (10)	農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保 全管理施設(注10)に係るもの) は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計画 に基づくもの及び水質保全施設 と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等 特別対策に適用する。	
		(農村災害対策 整備)	<*> * * (*)	<2/3> 60 50 (60)	<29> 29 29 (31)	<4. 4> 11 14 (9)	〈 >書は南海トラフ地震に係る 地震防災対策の推進に関する特別指置法に基づいて実施 避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備 (注9)及 び農村保全管理施設 (注10)に 係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施 するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15) を除く。	
		中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの	
		(中山間地域総 合整備)	65	60	30	7	のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。	
		(農地環境整備)	*	60	30	7		
		集落基盤整備	※ 55	50 50	25 27. 5	10 9	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15) を除く。	
		農業基盤整備促進	* (*) [*]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 (注16)	
		(新設)_	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。	
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策	65 50	50 50	41 32	9 18		
		農道整備	55 50 45	50 50 45	27. 5 25 27. 5	16 18 20	注4) に該当する場合に適用する。	
農業競争力強化 基盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水 利 施 設 整 備	55 <*/>* ** [**]	50 <50> 55 [50]	27. 5 <27. 5> 27. 5 [25]	9 <10> 9 [10]	〈 →書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 に適用する。	
		農地整備						

(都道府県営:その29)

(単位:%)

i i					地 帯	区分		
予 算 区 分 一般会計(歳出)				雕島				備考
		事業等		玉 厘	車 率	率都県		
				ア	1	ウ	工	
農業競争力強化 基盤整備事業 整備事業		農	地 整 備					
基盤证 佣 尹未	芝 佣 尹未		(畑地帯担い手 育成型)	* <u>*</u>	52 <u>55</u>	25. 5 25. 5	9 <u>9</u>	
			(畑地帯担い手 支援型)	*	52	25. 5	9	
			(畑地帯総合整 備・緊急整備 型)	55	52	25. 5	9	
			(畑地帯総合整 備・一般型)	55	52	25. 5	9	
		草均	地畜産基盤整備	* *	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15) を除く。
	農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進		* (*) [*]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)
	農業水利施設保全合 理化事業		業水利施設保全合 比事業	*	55	25	10	
	水利施設整備事業 (農地集積促進型)		刊施設整備事業 農地集積促進型)	*	55	25	10	
農村地域復興再 生基盤総合整備 事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業	水利施設整備		55 <*> * [*]	50 <50> 55 [50]	27. 5 <27. 5> 27. 5 [25]	9 <10> 9 [10]	〈 >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 に適用する。
		農	地 整 備					
			(経営体育成型)	*	55	25	10	営農環境整備(注15)を除く。
			(畑地帯担い手 育成型)	*	52	25. 5	9	
			(畑地帯担い手 支援型)	*	52	25. 5	9	
			(畑地帯総合整 備・緊急整備 型)	55	52	25. 5	9	
			(畑地帯総合整 備・一般型)	55	52	25. 5	9	
		草	地畜産基盤整備	* *	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15) を除く。
		農	地 防 災					
			(防災ダム)	65 60 50 *	55 52 50 55 52	36 34 32 34 34	9 14 18 11 14	注7) に該当するものに適用する。
			(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <%> 60 % 50 % 50 % (%)	<55> 55 55 55 <52> <52> 52 52 52 60 (55)	<36> 30 28 <34> <34> 31 28 29 31 31 (30)	<pre>< 9> 10 12 <14> <14> 11 14 14 11 9 (10)</pre>	注8) に該当するものに適用する。 〈 >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
			(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18	

(都道府県営:その29)

(110 ×= //3	県営:その2	2 2	, ,						(単位:%)
				地 帯 区 分					•
予 算	区 分				離	島		備	考
一般多	会計 (歳出)	事業等		国 屆	車率	都県	市町村		
					1	ウ	工		
農業競争力強化	農業競争力強化基盤	農	地 整 備						
基盤整備事業	整備事業		(畑地帯担い手 育成型)	*	52	25. 5	9		
			(畑地帯担い手 支援型)	*	52	25. 5	9		
			(畑地帯総合整 備・緊急整備 型)	55	52	25. 5	9		
			(畑地帯総合整 備・一般型)	55	52	25. 5	9		
		草垻	也畜産基盤整備	* *	55 60	25 25	10 10	雑用水施設 整備(注15) を	整備及び利用施設 除く。
	農業基盤整備促進事業	農業	美基盤整備促進	* (*) [*]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]		書は防災関連事業 箇用する。注16)
	農業水利施設保全合 理化事業		養水利施設保全合 比事業	*	55	25	10		
	水利施設整備事業 (農地集積促進型)		川施設整備事業 農地集積促進型)	*	55	25	10		
農村地域復興再 生基盤総合整備 事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業	水利施設整備		55 <*> * [*]	50 <50> 55 [50]	27. 5 <27. 5> 27. 5 [25]	9 <10> 9 [10]	に適用する。7 首工等の基幹的	或用水機能増進型 ただし、ダム、頭 内施設は除く。 幹水利施設保全型
	Ā	農草士	地 整 備						
			(経営体育成型)	*	55	25	10	営農環境整備(注15)を除く	備(注15)を除く。
			(畑地帯担い手 育成型)	*	52	25.5	9		
			(畑地帯担い手 支援型)	*	52	25.5	9		
			(畑地帯総合整 備・緊急整備 型)	55	52	25. 5	9		
			(畑地帯総合整 備・一般型)	55	52	25.5	9		
			也 畜 産 基 盤 整 備	*	55 60	25 25	10 10	雑用水施設 整備(注15) を	整備及び利用施設 除く。
		農	地 防 災						
			(防災ダム)	65 60 50 %	55 52 50 55 52	36 34 32 34 34	9 14 18 11 14	注7) に該i する。	当するものに適用
			(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <%> 60 % 50 % (%)	<55> 55 55 55 55 52 52 52 52 50 52 60 (55)	<36> 30 28 <34> <34> 31 28 29 31 31 (30)	<pre>< 9> 10 12 <14> <14> 11 14 14 11 9 (10)</pre>	する。 < >書は農材 うち河川工作物 ものに適用する	或ため池総合整備
			(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18		

(都道府県営:その30)

(畄位	96)	

					地帯	区 分		
予 算	区 分	事	業等		雕	島		備考
一般	会計 (歳出)	尹	来 寺	E	庫率	都県	市町村	
				ア	1	ウ	工	
農村地域復興再 生基盤総合整備 事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業		R 全整備 R 全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4) による。
			た 下 対 策 環 境 保 全					
		(#	地盤(沈下対策)	60 60 55 (※)	55 50 50 (50)	34 39 34 (35)	11 11 16 (10)	農村地域環境保全整備(農業 生産基盤整備(注9)及び農村 保全管理施設(注10)に係るも の)は、注4)による。 ()書は特定農業用管水路等 特別対策に適用する。
			農村災害対整備)	* (*)	50 (60)	29 (31)	14 (9)	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。
		震災対策農業水利施 設整備		< % >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
		中山間	中山間総合整備		農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)			
			中山間地域合整備)	60	60	30	7	農村生活環境整備及び保全管 理等(注15) を除く。
		集落基盤	整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。
農業生産基盤保 全管理等推進費	農業体質強化基盤整 備促進事業費	農業体質強化基盤整 備促進		* (*) [*]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)
<u>農地集積・集約</u> 化等対策費	農地集積・集約化対 策整備 <mark>交付</mark> 金	農地耕作業	条件改善事	* (*) [*]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)

(都道府県営:その30)

		事	業 等		地 帯	区 分		
予 算	区 分			鹛惟		島		備考
一般会	計 (歳 出)	争		国庫	車 率	都県	市町村	
				ア	イ	ウ	工	
農村地域復興再 生基盤総合整備 事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業	農地保全整備(農地保全整備)		60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。
			登 沈 下 対 策 寸 環 境 保 全					
			(地盤次下対策)	60 60 55 (※)	55 50 50 (50)	34 39 34 (35)	11 11 16 (10)	農村地域環境保全整備(農業 生産基盤整備(注9)及び農村 保全管理施設(注10)に係るも の)は、注4)による。 ()書は特定農業用管水路等 特別対策に適用する。
			(農村災害対 策整備)	* (*)	50 (60)	29 (31)	14 (9)	農業生産基盤整備 (注9) 及 び農村保全管理施設 (注10) に 係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施 するものに適用する。
		震災設整	対策農業水利施備	<%> <%>	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
		中山	間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
			(中山間地域 総合整備)	60	60	30	7	農村生活環境整備及び保全管 理等(注15) を除く。

*

* (*) [*]

* (*) [*]

集落基盤整備

農業生産基盤保 全管理等推進費 備促進事業費 農業体質強化基盤整 備促進

優良農地確保・ 有効利用対策費 策整備<u>費補助</u>金 農地耕作条件改善事業 25

25 (34) [31]

25 (34) [31]

50

55 (55) [55]

55 (55) [55] (単位:%)

農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。

()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)

()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。注16) 注1)~注6) (略)

注7) 農地防災事業実施要綱 (昭和40年12月24日付け40農地D第1829号農林水産事務次官依命通知) 第2の別表第1の事業の名称の 欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(4)まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱(平成20 年4月1日付け19農振第2078号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の事業内容の欄の (1)、(2) のア、(3) 及び事業種類の欄の2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生 畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、 水産庁長官通知)の別紙 7 - 1 (農地防災事業に係る運用) の運用別紙 1 の I の I 及び運用別紙 6 の第 1 の 2 に掲げるもの、地 域自主戦略交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下「戦略交付金要綱」という。) の別紙12 (農地防災事業に係る運用) の運用別紙1の1の1 (1) から (4) まで、同運用の運用別紙2 (広域防災ため池等整 備モデル事業) 第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア、(3)及び事業 種類の欄の2、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知)の別紙9(農 地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1の運用別紙1の1の1及び運用別 紙6の第1の2に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通 知)の要領第3の2 (1)、同要領別紙3第2の1、2、3、農村地域防災減災事業実施要領の一部改正について(平成26年2月6日付け25農振第1921号農林水産省農村振興局長通知)による改正前の農村地域防災減災事業実施要領(以下「H24防災減災事業 月6日付け25農振第1921号農林水産省農村振興局長通知) によ 。) の要領別紙11 (広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用) 第2の2の別表1の事業種類の欄の1 に対応する事業内容の欄の (1)、(2) のア、(3) 及び同表の事業種類の欄の2、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要 綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)の別紙4-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙1 の I の 1 及び運用別紙 6 の第 1 の 2 に掲げるもの。

このうち農業生産基盤整備とは、農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(3)まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙7-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の1(1)から(3)までL掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の1(1)から(3)まで及び同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙9(農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1の運用別紙1の1の1(1)から(3)までに掲げるもの、農村地域防災後災事業実施要綱の要領第3の2(1)、同要領別紙3第2の1、2、124 防災減災事業実施要領の要領別紙11(広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の1(1)から(3)までに掲げるもの。

注8) 農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄のため池等整備事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)のアから カまで、(2) のア、イ及びエからカまで、(3) のアからオまで並びに(4) から(6)まで、農業用河川工作物応急対策等 事業実施要綱(昭和54年4月3日付け54構改D第239号農林水産事務次官依命通知)第2の1及び2、土地改良施設耐震対策事 業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2639号農林水産事務次官依命通知)第2の2、地域ため池総合整備事業実施要綱(平 成21年3月31日付け20農振第2286号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表1の区分の欄の1に係る同表の事業種類の欄の (1) から(3) まで並びに同表の区分の欄の2に係る(1)及び(2) に対応する同表の事業内容の欄に掲げるもの、農山漁 村地域整備交付金実施要領の別紙7-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のⅡの1 (1)のアからカまで、(2)のア イ及びエから力まで、(3)のアからオまで、(4)から(6)まで並びに(7)のア及びイ、運用別紙2(地域ため池総合整 備事業) 第3の2の運用別紙2別記1の1の(1)から(3)まで、(5)及び(6)並びに2の(1)から(3)まで、同運用の運用別紙3(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2、同運用の運用別紙4(土地改良施設耐震対策事業)第2 の 2 に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12 (農地防災事業に係る運用) の運用別紙1 の \mathbb{I} の1 の1 の1 の (1) のアからカまで (2) のア、イ及びエからカまで、(3) のアからオまで、(4) から (6) まで並びに (7) のア及びイ、運用別紙3 (地域 ため池総合整備事業) 第3の2の運用別紙3別記1の1の(1) から(3) まで、(5)、(6) 並びに2に係る(1) から(3) まで、同運用の運用別紙4 (農業用河川工作物応急対策等事業) 第2の1及び2、同運用の運用別紙5 (土地改良施設耐震対策 事業)第2の2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙9 (農地防災事業に係る運用)の第2において準用する 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1の運用別紙 $1の\Pi$ の1(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエからカまで、 (3) のアからオまで、(4) から (6) まで並びに (7) のア及びイ、運用別紙 2 (地域ため池総合整備事業) 第3 の2 の運 用別紙2別記1の1の(1)から(3)まで、(5)及び(6)並びに2の(1)から(3)まで、同運用の運用別紙3(農業 用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2、同運用の運用別紙4(土地改良施設耐震対策事業)第2の2に掲げるもの、農 村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の4から7まで、同要綱の要領別紙4(用排水 施設等整備事業に係る運用)の第2の3、同要綱の要領別紙7 (農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の第2の1から 3まで及び同要綱の要領別紙9 (農業用施設等災害管理対策事業に係る運用) の第2の1から5まで、農村地域復興再生基盤総 合整備事業実施要綱の別紙4-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のⅡの1の(1)のアからカまで、(2)のア、イ 及びエからカまで、(3)のアからオまで、(4)から(6)まで並びに(7)のア及びイ、運用別紙3(地域ため池総合整備 事業) 第2の2の運用別紙3別記1の1の(1)から(3)まで、(5)、(7)並びに2の(1)から(3)、同運用の運用別 紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第1の1及び2、同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第1の2に掲げ

このうち農業生産基盤整備とは、農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄のため池等整備事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びオ、(3)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア、地域ため池総合整備事業実施要綱第2の2の別表1の区分の欄の1に係る(1)及び(3)に対応する同表の事業内容の欄に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙7-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の101の1(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア並びに同運用の運用別紙2(地域ため池総合整備事

注1)~注6) (略)

注7) 農地防災事業実施要綱(昭和40年12月24日付け40農地D第1829号農林水産事務次官依命通知)第2の別表第1の事業の名称の 欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(4)まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱(平成20 年4月1日付け19農振第2078号農林水産事務次官依命通知) 第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の事業内容の欄の (1)、(2)のア、(3)及び事業種類の欄の2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生 畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、 水産庁長官通知)の別紙6-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の1 (1)から(4)までに掲げるもの、地域自 主戦略交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下「戦略交付金要綱」という。)) の別紙12 (農地防災事業に係る運用) の運用別紙1の1の1 (1) から (4) まで、同運用の運用別紙2 (広域防災ため池等整 備モデル事業) 第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア、(3)及び事業 種類の欄の2、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知)の別紙8(農 地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6-1の運用別紙1の1の1((4)までに掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知) の要領第3の2(1)、同要領別紙3第2の1、2、同要領別紙11(広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用)第2の2の 別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア、(3)及び同表の事業種類の欄の2、農村地域復興再 生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)の別紙4-1 (農地防災事業 に係る運用) の運用別紙1のIの1 (1) から (4) までに掲げるもの。

このうち農業生産基盤整備とは、農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(3)まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙6-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の1(1)から(3)までに掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の1(1)から(3)まで及び同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙8(農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6-1の運用別紙1の1の1(1)から(3)までに掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領第3の2(1)、同要領別紙3第2の1、2、同要領別紙11(広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2、農村地域復興再生基整総合整備事業実施要綱の別紙4-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の1(1)から(3)までに掲げるもの、

農村保全管理施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 $\frac{6}{6}-1$ (農地防災事業に係る運用)の運用別紙 1 の 1 の 1 の 1 の 3 に (4) の 3 ち 「防災ダム等の保全、管理」に係るもの、戦略交付金要綱の別紙 3 (2) 農地防災事業に係る運用)の運用別紙 3 の 3 の 3 の 3 も 「防災ダム等の保全、管理」に係るもの及び同運用の運用別紙 3 (広域防災ため池等整備モデル事業)第 3 の 3 の 4

注8) 農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄のため池等整備事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)のアから カまで、(2) のア、イ及びエからカまで、(3) のアからオまで並びに (4) から (6) まで、農業用河川工作物応急対策等 事業実施要綱(昭和54年4月3日付け54構改D第239号農林水産事務次官依命通知)第2の1及び2、土地改良施設耐震対策事 業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2639号農林水産事務次官依命通知)第2の2、地域ため池総合整備事業実施要綱(平 成21年3月31日付け20農振第2286号農林水産事務次官依命通知) 第2の2の別表1の区分の欄の1に係る同表の事業種類の欄の (1)から(3)まで並びに同表の区分の欄の2に係る(1)及び(2)に対応する同表の事業内容の欄に掲げるもの、農山漁 村地域整備交付金実施要領の別紙 $\frac{6}{1}$ -1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の Π の1(1)のアからカまで、(2)のア イ及びエからカまで、(3)のアからオまで、(4)から(6)まで並びに(7)のア及びイ、運用別紙2(地域ため池総合整 備事業)第3の2の運用別紙2別記1の1の(1)から(3)まで、(5)及び(6)並びに2の(1)から(3)まで、同運 用の運用別紙3 (農業用河川工作物応急対策等事業) 第2の1及び2、同運用の運用別紙4 (土地改良施設耐震対策事業) 第2 の 2 に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12 (農地防災事業に係る運用) の運用別紙1 の \mathbb{I} の1 の1 の1 の (1) のアからカま (2) のア、イ及びエからカまで、(3) のアからオまで、(4) から(6) まで並びに(7) のア及びイ、運用別紙3(地域 ため池総合整備事業) 第3の2の運用別紙3別記1の1の(1)から(3)まで、(5)、(6)並びに2に係る(1)から(3)まで、同運用の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2、同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策 事業) 第2の2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙8 (農地防災事業に係る運用) の第2において準用する 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 $\frac{6}{2}$ -1 の運用別紙1の \mathbb{I} の1 (1) のアからカまで、(2) のア、イ及びエからカまで、 (3) のアからオまで、(4) から(6) まで並びに(7) のア及びイ、運用別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運 用別紙2別記1の1の(1)から(3)まで、(5)及び(6)並びに2の(1)から(3)まで、同運用の運用別紙3(農業 用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2、同運用の運用別紙4(土地改良施設耐震対策事業)第2の2に掲げるもの、農 村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3 (ため池整備事業に係る運用) の第2の3から6まで、同要綱の要領別紙4 (用排水 施設等整備事業に係る運用)の第2の3、同要綱の要領別紙7(農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の第2の1から 3まで及び同要綱の要領別紙9 (農業用施設等災害管理対策事業に係る運用) の第2の1から5まで、農村地域復興再生基盤総 合整備事業実施要綱の別紙4−1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のⅡの1の(1)のアからカまで、(2)のア 及びエからカまで、(3) のアからオまで、(4) から (6) まで並びに (7) のア及びイ、運用別紙 3 (地域ため池総合整備事業) 第2の2の運用別紙 3 別記 1 の 1 の 1 の 1 から 1紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第1の1及び2、同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第1の2に掲げ

このうち農業生産基盤整備とは、農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄のため池等整備事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びオ、(3)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア、地域ため池総合整備事業実施要綱第2の2の別表1の区分の欄の1に係る(1)及び(3)に対応する同表の事業内容の欄に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 $\frac{6}{0}$ -1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の \mathbb{I} の1(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア並びに同運用の運用別紙2(地域ため池総合整備事

業)第3の2の運用別紙2別記1の1の(1)から(3)までに掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の Π の Π 01の(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びオ、(3)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3別記1の1の(1)及び(3)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙 $\underline{9}$ (農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 $\underline{7}$ -1の運用別紙1の Π 01(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア並びに同運用の運用別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙2別記1の1の(1)から(3)までに掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の $\underline{4}$ 、 $\underline{6}$ 及び同要綱の要領別紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の3、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の Π 0(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びオ、(3)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の1の(1)及び(3)に掲げるもの。

農村保全管理施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 7-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙 2 (地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙 2 別記1の2の(3)に掲げるもの、同運用の運用別紙 3 (河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2に規定する事業並びに同運用の運用別紙 4 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の2に規定する事業、戦略交付金要綱の別紙12 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙 3 (地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙 3 の別記1の2の(3)に掲げるもの、同運用の運用別紙 4 (農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2に規定する事業並びに同運用の運用別紙 5 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の2に規定する事業、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙 9 (農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 7-1の運用別紙 2 (地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙 2 別記1の2の(3)に掲げるもの、同運用の運用別紙 3 (河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2に規定する事業並びに同運用の運用別紙 4 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の2に規定する事業並びに同運用の運用別紙 4 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の2に規定する事業。

水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 $_1$ -1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙 $_1$ の $_1$ 0 (1)のエ、(2)のエ、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙 $_2$ 第3の $_2$ の運用別紙 $_2$ 2別記 $_1$ 00 (2)に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙 $_1$ 2 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙 $_1$ 0 (1)のエ、(2)のエ、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙 $_3$ 3 (地域ため池総合整備事業)第3の $_2$ 0 (運用別紙 $_3$ 3の別記 $_3$ 4のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙 $_3$ 9 (農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 $_1$ -1の運用別紙 $_1$ 0 (1)のエ、(2)のエ、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙 $_2$ 第3の $_2$ 0 (2)に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙 $_3$ 3 (ため池整備事業に係る運用)の第2の4及び $_4$ 6、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙 $_4$ 1 (農地防災事業に係る運用)の事業に係る運用)のエ、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙 $_3$ 0 (地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙 $_3$ 3別記 $_4$ 1の2の(2)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙 $_3$ 3 (地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記 $_4$ 1の2の(2)に掲げるもの。

なお、河川工作物応急対策とは、農業用河川工作物応急対策等事業実施要綱第2の1及び2並びに土地改良施設耐震対策事業実施要綱第2の2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙7-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙3 (農業用河川工作物応急対策等事業)の第2の1及び2並びに同運用の運用別紙4 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の2に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙4 (農業用河川工作物応急対策等事業)の第2の1及び2並びに同運用の運用別紙5 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の2、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙9 (農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1の運用別紙3 (農業用河川工作物応急対策等事業)の第2の1及び2並びに同運用の運用別紙4 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の1及び2並びに同運用の運用別紙4 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の1及び2並びに同運用の運用別紙4 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の1及び2並びに同運用の運用別紙4 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の1から3、農村地域復興再生基盤総役工業実施要綱の別紙4-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙4 (農業用河川工作物応急対策等事業)第1の1及び2並びに同運用の運用別紙5 (土地改良施設耐震対策事業)第1の2に掲げるもの。

注9) 備考欄の農業生産基盤整備の内容は以下に掲げるものとする。

農村総合整備の農業生産基盤整備とは、地域整備関連総合整備事業実施要綱(平成8年7月31日付け8構改D第537号農林水産事務次官依命通知)第3の別表の区分の欄の1の事業及び地域開発関連基盤整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2488号農林水産事務次官依命通知)第3の(1)の区画整理とする。

農村振興総合整備の農業生産基盤整備とは、農村振興総合整備事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産 事務次官依命通知)第2の5の別表2の区分の欄の1の事業とする。

田園整備の農業生産基盤整備とは、田園整備事業実施要網 (平成10年12月11日付け10構改D第691号農林水産事務次官依命通知)第2の1の別表1の区分の欄の1に係る同表の事業種類の欄の(1)の①から③まで及び(2)の①から③まで並びに同要網第2の1の別表2(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき実施されるものに限る。)に掲げるものとする。

中山間総合整備の農業生産基盤整備とは、中山間地域総合整備事業実施要綱(平成2年8月1日付け2構改D第475号農林水産事務次官依命通知)第2の1の別表の区分の欄の1、農地環境整備事業実施要綱(平成4年7月15日付け4構改D第457号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表の区分の欄の1及び農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄の中山間地域総合農地防災事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(3)までに掲げるものとする。

総合農地防災における農業生産基盤整備とは、農村災害対策整備事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2074号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表1の区分の欄の1に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 $\frac{7}{0}-1$ (農地防災事業に係る運用)のVの1に掲げるもの、同運用の運用別紙5 (農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における農業生産基盤整備とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のVの1に掲げるもの、同運用の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙6別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるもの、同要綱の別紙19(集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に掲げるもの、同要綱の別紙19(集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に掲げるもの、同要綱の別紙20(中山間地域給合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の1に掲げるもの及び第7の3の規定によりなお従前の例によるとされたもの並びに同要綱の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第2の2の別表の区分の欄の1に掲げるもの第10の3の規定によりなお従前の例によるとされたもの。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙 $\underline{9}$ (農地防災事業に係る運用) の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 $\underline{7}-1$ の \underline{V} の1に掲げるもの、同運用の運用別紙 5 (農村災害対策整備事業) の第2の運用別紙 5 別表 1 の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における農業生産基盤整備とは、農村地域減災防災事業実施要綱の要領別紙6(特定農業用管水路等特別対策事業に係る運用)の第2の1から3まで、要領別紙12(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2の要領別紙12別表1の

業)第3の2の運用別紙2別記1の1の(1)から(3)までに掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の Π の1の(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びオ、(3)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3別記1の1の(1)及び(3)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙 $\underline{8}$ (農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 $\underline{6}$ -1の運用別紙1の Π の1(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア並びに同運用の運用別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙2別記1の1の(1)から(3)までに掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の $\underline{3}$ 、 $\underline{5}$ 及び同要綱の要領別紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の3、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の Π の1の(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びオ、(3)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の1の(1)及び(3)に掲げるもの。

農村保全管理施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 $\frac{6}{0}$ -1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙 2 (地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙 2 別記 1 の 2 の (3)に掲げるもの、同運用の運用別紙 3 (河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2に規定する事業並びに同運用の運用別紙 4 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の2に規定する事業、戦略交付金要綱の別紙12 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙 3 (地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙 3 の別記 1 の 2 の (3)に掲げるもの、同運用の運用別紙 4 (農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2に規定する事業並びに同運用の運用別紙 5 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の2に規定する事業、沖縄販製公共投資交付金交付要綱の別紙 8 (農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6 ー 1 の運用別紙 2 (地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙 2 別記 1 の 2 の (3)に掲げるもの、同運用の運用別紙 3 (河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2に規定する事業並びに同運用の運用別紙 4 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の2に規定する事業並びに同運用の運用別紙 4 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の2に規定する事業。

水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 $\frac{6}{0}-1$ (農地防災事業に係る運用)の運用別紙 1 の \mathbb{I} の 1 (1) のエ、(2) のエ、(3) のウ及び (4) に掲げるもの並びに同運用の運用別紙 2 第 3 の 2 の運用別紙 2 別記 1 の 2 の (2) に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙 1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙 1 の 1 (1) のエ、(2) のエ、(3) のウ及び (4) に掲げるもの並びに同運用の運用別紙 1 (地域ため池総合整備事業) 第 1 3 の 1 2 の運用別紙 1 3 の別記 1 2 の 1 (2) に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙 1 (農地防災事業に係る運用)の第 1 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 6 1 の 1

なお、河川工作物応急対策とは、農業用河川工作物応急対策等事業実施要綱第2の1及び2並びに土地改良施設耐震対策事業実施要綱第2の2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 $\frac{6}{0}-1$ (農地防災事業に係る運用)の運用別紙3 (農業用河川工作物応急対策等事業)の第2の1及び2並びに同運用の運用別紙4 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の2に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙4 (農業用河川工作物応急対策等事業)の第2の1及び2並びに同運用の運用別紙5 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の2、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙8 (農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 $\frac{6}{0}-1$ の運用別紙3 (農業用河川工作物応急対策等事業)の第2の1及び2並びに同運用の運用別紙4 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の1及可以2並びに同運用の運用別紙4 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の1及可以2並びに同運用の運用別紙4 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の1及び2並びに同運用の運用別紙4 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の1から3、農村地域防災事業上に係る運用)の第2の1から3、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙4 (農業用河川工作物応急対策等事業)第1の1及び2並びに同運用の運用別紙5 (土地改良施設耐震対策事業)第1の2に掲げるもの。

注9) 備考欄の農業生産基盤整備の内容は以下に掲げるものとする。

農村総合整備の農業生産基盤整備とは、地域整備関連総合整備事業実施要綱(平成8年7月31日付け8構改D第537号農林水産事務次官依命通知)第3の別表の区分の欄の1の事業及び地域開発関連基盤整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2488号農林水産事務次官依命通知)第3の(1)の区画整理とする。

農村振興総合整備の農業生産基盤整備とは、農村振興総合整備事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産 事務次官依命通知)第2の5の別表2の区分の欄の1の事業とする。

田園整備の農業生産基盤整備とは、田園整備事業実施要綱(平成10年12月11日付け10構改D第691号農林水産事務次官依命通知)第2の1の別表1の区分の欄の1に係る同表の事業種類の欄の(1)の①から③まで及び(2)の①から③まで並びに同要綱第2の1の別表2(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき実施されるものに限る。)に掲げるものとする。

中山間総合整備の農業生産基盤整備とは、中山間地域総合整備事業実施要綱(平成2年8月1日付け2構改D第475号農林水産事務次官依命通知)第2の1の別表の区分の欄の1、農地環境整備事業実施要綱(平成4年7月15日付け4構改D第457号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表の区分の欄の1及び農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄の中山間地域総合農地防災事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(3)までに掲げるものとする。

総合農地防災における農業生産基盤整備とは、農村災害対策整備事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2074号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表1の区分の欄の1に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 $\frac{6}{0}-1$ (農地防災事業に係る運用)のVの1に掲げるもの、同運用の運用別紙 5 (農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙 5 別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における農業生産基盤整備とは、戦略交付金要綱の別紙12 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のVの1に掲げるもの、同運用の運用別紙6 (農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙6別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるもの、同要綱の別紙19(集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に掲げるもの、同要綱の別紙20(中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の1に掲げるもの及び第7の3の規定によりなお従前の例によるとされたもの並びに同要綱の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第2の2の別表の区分の欄の1に掲げるもの及び第7の3の規定によりなお従前の例によるとされたもの並びに同要綱の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第2の2の別表の区分の欄の1に掲げるもの第10の3の規定によりなお従前の例によるとされたもの。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙<u>8</u> (農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙<u>6</u>-1のVの1に掲げるもの、同運用の運用別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における農業生産基盤整備とは、農村地域減災防災事業実施要綱の要領別紙6(特定農業用管水路等特別対策事業に係る運用)の第2の1から3まで、要領別紙12(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2の要領別紙12別表1の

区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2) 及び(5) から(10) までに掲げるもの、同要網の別紙8-1 (中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の1に掲げるもの並びに第7の規定によりなお従前の例によるとされたもの。

注10) 備考欄の農村保全管理施設の内容は以下に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙<u>7</u>-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙5 (農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

地域自主戦略交付金における農村保全管理施設とは、戦略交付金要綱の別紙12 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙6 (農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙6別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙 9 (農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 7-1の運用別紙 5 (農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙 5 別表 1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

農村地域防災減災事業における農村保全管理施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙12(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2要領別紙12別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における農村保全管理施設とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙2 (農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙2別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)、(4)及び同表の区分の欄の2に対応する事業種別の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

注11) 備考欄の水質保全施設及び水質保全施設と併せ行う施設の内容は以下に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 $\frac{10}{10}$ (水質保全対策事業に係る運用)の第2の1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における水質保全施設とは、戦略交付金要綱の別紙16 (水質保全対策事業に係る運用)の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の(1)に対応する本で及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)がびに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における水質保全施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙8(水質保全対策事業に係る運用)の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の4に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 $\frac{10}{10}$ (水質保全対策事業に係る運用)の第2の1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(4)及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、戦略交付金要綱の別紙16(水質保全対策事業に係る運用)の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(4)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における水質保全施設と併せ行う施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙8(水質保全対策事業に係る運用)の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の(4)及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。

注12)~注13) (略)

注14) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙<u>7</u>-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙5 (農村災害対策整備事業)の第5の2の(1)のウに規定する地域とする。

地域自主戦略交付金における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の第5の2の(1)のウに規定する地域とする。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙 9 (農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 7-1の運用別紙 5 (農村災害対策整備事業)の第5の2の(1)のウに規定する地域とする。

農村地域防災減災事業における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領第2の1に規定する地域とする。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙 4-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙 2 (農村災害対策整備事業)の第4の2の(1)のウに規定する地域とする。

注15) 地域水ネットワーク再生事業実施要綱(平成21年1月27日付け20農振第1616号農林水産事務次官依命通知)の第2の1の別表の事業内容の欄の1の(1)のウ及び工、同事業内容の欄の1の(2)及び(3)、生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2161号農林水産事務次官依命通知)の第3の2の別表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(3)、中山間地域総合整備事業実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2180号農林水産事務次官依命通知)の第2の1の別表の区分の欄の2、農地環境整備事業実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2183号農林水産事務次官依命通知)の第2の2の別表の区分の欄の2、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振

区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2) 及び(5) から(10) までに掲げるもの、同要綱の別紙8-1 (中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の1に掲げるもの並びに第7の規定によりなお従前の例によるとされたもの。

注10) 備考欄の農村保全管理施設の内容は以下に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 $\frac{6}{0}-1$ (農地防災事業に係る運用)の運用別紙5 (農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

地域自主戦略交付金における農村保全管理施設とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙6別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙 $\frac{8}{1}$ (農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 $\frac{6}{1}$ - 1の運用別紙 $\frac{6}{1}$ (農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙 $\frac{6}{1}$ 別紙 $\frac{6}{1}$ 別紙 $\frac{6}{1}$ 別表 $\frac{6}{1}$ の $\frac{6}{1}$

農村地域防災減災事業における農村保全管理施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙12(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2要領別紙12別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における農村保全管理施設とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙2 (農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙2別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)、(4)及び同表の区分の欄の2に対応する事業種別の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

注11) 備考欄の水質保全施設及び水質保全施設と併せ行う施設の内容は以下に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙9 (水質保全対策事業に係る運用)の第2の1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における水質保全施設とは、戦略交付金要綱の別紙16(水質保全対策事業に係る運用)の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における水質保全施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙8(水質保全対策事業に係る運用)の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の4に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 $\frac{9}{2}$ (水質保全対策事業に係る運用)の第2の1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(4) 及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3) から(5) に掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、戦略交付金要綱の別紙16(水質保全対策事業に係る運用)の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(4)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における水質保全施設と併せ行う施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙8(水質保全対策事業に係る運用)の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の(4)及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。

注12)~注13) (略)

注14) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙<u>6</u>-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙5 (農村災害対策整備事業)の第5の2の(1)のウに規定する地域とする。

地域自主戦略交付金における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の第5の2の(1)のウに規定する地域とする。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙8 (農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6-1の運用別紙5 (農村災害対策整備事業)の第5の2の(1)の立に規定する地域とする。

農村地域防災減災事業における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要 簡第2の1に規定する地域とする。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙2 (農村災害対策整備事業)の第4の2の(1)のウに規定する地域とする。

注15) 地域水ネットワーク再生事業実施要綱(平成21年1月27日付け20農振第1616号農林水産事務次官依命通知)の第2の1の別表の事業内容の欄の1の(1)のウ及びエ、同事業内容の欄の1の(2)及び(3)、生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2161号農林水産事務次官依命通知)の第3の2の別表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(3)、中山間地域総合整備事業実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2180号農林水産事務次官依命通知)の第2の1の別表の区分の欄の2、農地環境整備事業実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2183号農林水産事務次官依命通知)の第2の1の別表の区分の欄の2、農地環境整備事業実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2183号農林水産事務次官依命通知)の第2の2の別表の区分の欄の2、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振

第2199号農林水産事務次官依命通知)及び特定地域振興生産基盤整備事業実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2242号農林 水産事務次官依命通知)の要領別紙1(農地整備に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙3(草地畜産基 盤整備事業に係る運用)の第10の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及 び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の (2) に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分の欄の利用施設整備事 業、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1 (農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要領の別紙6 (草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対 応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の (2) に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用 施設整備事業、同要領の別紙23 (効果促進事業に係る運用) の4、戦略交付金要綱の別紙1 (農地整備事業に係る運用) の第3 の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙5 (農地整備事業における地域水田農業再編緊急整備に係る運用) の第3の1の別表1の 事業の種類の欄の8及び9並びに同別紙の別表2の事業の種類の欄の9及び10、同要綱の別紙7 (農地整備事業における耕作放 棄地解消・発生防止基盤整備に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙11(草地畜産基盤整備事業に係る運用) の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄の工、同 区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄の工、区分の欄の利用施設整備事業、同要網の別紙12(農地 防災事業に係る運用)の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の運用別紙6別表1の区分の欄の3、同要綱の別紙15(地域用水 環境整備事業に係る運用)の第1の3の(1)の表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)から(6)まで及び同区分の欄 の2、要綱の別紙19(集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の表の区分の欄の2、要綱の別紙20(中山間地域総合整備事業 に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の2、要綱の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第2の2の別表の区分の欄の 2、要綱の別表33(効果促進事業に係る運用)の3、6次産業化等促進基盤整備事業実施要綱(平成24年10月6日付け24農振第 1602号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1 (農地整備事業に係る運用)の第1の別表の区分の欄の3、農業競争力強化基 盤整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)要領別紙1(農地整備事業に係る運用) の第2の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙2(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第10の1の(2)の表の区分の欄の 基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対 応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の要領別紙 1(復 興再生基盤総合整備事業に係る運用)の第2の3の表の区分の欄の2、同要綱の要領別紙2-1 (農地整備事業に係る運用)第 3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙8-1 (中山間総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の2、同要 綱の要領別紙9 (草地畜産基盤整備事業に係る運用) の第11の1の(2) の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の 欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、 区分の欄の利用施設整備事業、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙10(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2の別表 1の区分の欄の3に掲げるものとする。なお、これらの事業等に係る地方負担額については、平成28年度地方債同意等基準(平 成28年総務省告示第147号)及び平成28年度地方債同意等基準運用要綱(平成28年4月1日付け総財地第87号、総財公第46号、 総財務第69号総務副大臣通知)第一の一の1に規定によるものとする。

- 注16) 農業体質強化基盤整備促進事業実施要領(平成24年4月6日付け23農振第2636号農林水産省農村振興局長通知)の第4の2に定める別記様式第1号、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙2(農業基盤整備促進事業に係る運用)の第6の2に定める別記様式第1号、農業基盤整備促進事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2090号農林水産省農村振興局長通知)の第3の1に定める別記様式第1号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)の第3の2に定める別記様式第2-1号及び第3の3に定める別記様式第2-2号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。
- 注17) 国営かんがい排水事業における併せ行うため池整備とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第52 3号農林水産事務次官依命通知)第2の<u>6</u>に掲げるもの。

注18) (略)

第2199号農林水産事務次官依命通知)及び特定地域振興生産基盤整備事業実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2242号農林 水産事務次官依命通知)の要領別紙1 (農地整備に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要編の要領別紙3 (草地畜産基 盤整備事業に係る運用)の第10の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及 び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の (2) に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分の欄の利用施設整備事 業、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1 (農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要領の別紙5 (草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対 応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の (2) に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用 施設整備事業、同要領の別紙23 (効果促進事業に係る運用) の4、戦略交付金要綱の別紙1 (農地整備事業に係る運用) の第3 の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙5 (農地整備事業における地域水田農業再編緊急整備に係る運用) の第3の1の別表1の 事業の種類の欄の8及び9並びに同別紙の別表2の事業の種類の欄の9及び10、同要綱の別紙7 (農地整備事業における耕作放 棄地解消・発生防止基盤整備に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙11(草地畜産基盤整備事業に係る運用) の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同 区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄の工、区分の欄の利用施設整備事業、同要綱の別紙12(農地 防災事業に係る運用)の運用別紙6 (農村災害対策整備事業)の運用別紙6別表1の区分の欄の3、同要綱の別紙15 (地域用水 環境整備事業に係る運用)の第1の3の(1)の表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)から(6)まで及び同区分の欄 の2、要綱の別紙19(集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の表の区分の欄の2、要綱の別紙20(中山間地域総合整備事業 に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の2、要綱の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第2の2の別表の区分の欄の 2、要綱の別表33 (効果促進事業に係る運用) の3、6次産業化等促進基盤整備事業実施要綱(平成24年10月6日付け24農振第 1602号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1 (農地整備事業に係る運用)の第1の別表の区分の欄の3、農業競争力強化基 慇整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)要領別紙1(農地整備事業に係る運用) の第2の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙2(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第10の1の(2)の表の区分の欄の 基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄の工、同区分に対応する種目の欄の(2)に対 応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の要領別紙1(復 興再生基盤総合整備事業に係る運用)の第2の3の表の区分の欄の2、同要綱の要領別紙2-1 (農地整備事業に係る運用)第 3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙8-1 (中山間総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の2、同要 綱の要領別紙9(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の 欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、 区分の欄の利用施設整備事業、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙10 (農村防災施設整備事業に係る運用) の第2の別表 1の区分の欄の3に掲げるものとする。なお、これらの事業等に係る地方負担額については、平成<u>27</u>年度地方債同意等基準(平 成<u>27</u>年総務省告示第<u>162</u>号)及び平成<u>27</u>年度地方債同意等基準運用要綱(平成<u>27</u>年4月<u>10</u>日付け総財地第<u>101</u>号、総財公第<u>72</u>号、 総財務第87号総務副大臣通知)第一の一の1に規定によるものとする。

- 注16) 農業体質強化基盤整備促進事業実施要領(平成24年4月6日付け23農振第2636号農林水産省農村振興局長通知)の第4の2に 定める別記様式第1号、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙2(農業基盤整備促進事業に係る運用)の第6の2に定める別 記様式第1号、農業基盤整備促進事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2090号農林水産省農村振興局長通知)の第3の 1に定める別記様式第1号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通 知)の第3の1に定める別記様式第1号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。
- 注17) 国営かんがい排水事業における併せ行うため池整備とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第52 3号農林水産事務次官依命通知)第2の5に掲げるもの。
- 注18) (略)